

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年1月21日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和4年度国民健康保険税納税通知書等作成及び封入封かん等業務
(2) 物品・委託役務管理番号	18030116
(3) 物品委託役務内容	国民健康保険税に係る納税通知書等の作成、賦課情報の印刷、製本及び封入封かん等を行うもの
(4) 納入・履行期間	令和4年4月1日から令和5年6月30日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	複数単価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	印刷・看板>電算入出力・印字等処理
イ	法令等による登録等	次のいずれか ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）からプライバシーマークの付与を受けていること。 ・JIPDECから認定を受けた認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得していること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 入札書に記載する金額は、仕様書別表（契約単価）に定める履行区分ごとに見積もった契約希望単価の110分の100に相当する1銭（0.01円）以上の額に、各履行区分に応じた発注予定数量を乗じて計算した額の合計（総額）とする。なお、入札金額の計算は落札候補者に提出を求める内訳書によること。
- 上記(1)の入札条件によらない場合は、その入札書を無効とする。
- 契約単価は、消費税に係る課税事業者にあっては内訳書に記載した単価とする。また、消費税に係る免税事業者にあっては内訳書に記載した単価に、当該額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を加算した額とする。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年1月21日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年1月21日～ 令和4年2月10日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年1月21日～ 令和4年1月28日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部 国保年金課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館1階） 電話番号 082-420-0933 /ファックス番号 082-422-0334 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年2月2日～ 令和4年2月10日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年2月8日～ 令和4年2月9日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年2月10日 午前10時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場ですぐの入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、落札候補者が令和4年2月14日午後5時15分までに資格要件確認資料を持参または郵送により提出しなければならない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他	○	内訳書（様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。）

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限 令和4年2月14日 午後5時15分

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和4年度国民健康保険税納税通知書等作成及び封入封かん等業務仕様書

1 業務名

令和4年度国民健康保険税納税通知書等作成及び封入封かん等業務

2 業務内容

令和4年度分（令和4年7月の年次分及び月次分から令和5年6月の月次分）の国民健康保険税納税通知書等を納税義務者（世帯主）に送付するにあたり、納税通知書等の様式を作成するとともに、発注者から提供するUSBメモリ（以下「USB」という。）により記録された賦課情報（以下「賦課情報」という。）、または、総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスを利用したデータで授受した賦課情報をもとに、納税通知書等の印刷・製本・封入・封かんを行い、成果品とし発注者に納品するもの。また、作成した納税通知書等様式の保管および在庫管理を行うもの。

3 履行期間

令和4年4月1日から令和5年6月30日まで

4 履行場所

受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所

5 成果品納入場所

東広島市健康福祉部国保年金課

6 準拠する法令等

東広島市個人情報保護条例
東広島市契約規則
個人情報取扱特記事項
業務委託契約約款
その他関係法令

7 業務詳細

(1) 納税通知書等様式作成作業

① 成果物

項番 (履行番号)	品名 (履行区分)	規格・仕様	作成部数 (発注予定数量)
1	納税通知書（窓口払用）	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法／4.5インチ×8.3インチ 8連16枚/セット ●紙色／クリーム ●紙厚／OCR用(上質紙) 四六判70kg ●両面刷 ●刷色／表面(2色) 黒・オレンジ 裏面(1色) 黒 ※コンビニ対応とすること。	22,000セット
2	納税通知書（口座払用）	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法／4.5インチ×8.3インチ 4連8枚/セット ●紙色／白 ●紙厚／上質紙 四六判70kg ●両面刷 ●刷色／表面(2色) 黒・ピンク 裏面(1色) 黒 	20,000セット
3	チラシ① 令和4年度保険税のおしらせ	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法／A4判縦 ●紙色／水色 ●紙厚／上質紙 四六判55kg ●両面刷 ●刷色／表面・裏面共(1色) 黒 ※納品時は長辺均等3つ折りとすること。	42,000枚

4	チラシ② 口座振替勧奨通知（第1期）	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法/A4判縦 ●紙色/ピンク ●紙厚/上質紙 四六判 55kg ●両面刷 ●刷色/表面・裏面共（1色）黒 ※納品時は長辺均等3つ折りとすること。	25,000枚
5	チラシ③ 口座振替勧奨通知（第2期）	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法/A4判縦 ●紙色/紫 ●紙厚/上質紙 四六判 55kg ●両面刷 ●刷色/表面・裏面共（1色）黒 ※納品時は長辺均等3つ折りとすること。	12,000枚
6	チラシ④ コロナウイルス対策関連チラシ	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法/A4判縦 ●紙色/黄緑色 ●紙厚/上質紙 四六判 55kg ●両面刷 ●刷色/表面・裏面共（1色）黒 ※納品時は長辺均等3つ折りとすること。	35,000枚
7	チラシ⑤ 納税・決定通知書の見方	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法/A4判縦 ●紙色/オレンジ色 ●紙厚/上質紙 四六判 55kg ●両面刷 ●刷色/表面・裏面共（1色）黒 ※納品時は長辺均等3つ折りとすること。	35,000枚
8	窓あき封筒 料金後納	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法/22.7cm×12.3cm ●紙色/銀鼠 ●紙厚/上質紙 四六判 70kg ●刷色/黒 ●窓部分素材/グラシン紙 ●水のり（フラップ部のみ） 	35,000枚
9	窓口用納付書	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法/21.0cm×29.7cm ●紙色/クリーム ●紙厚/OCR用(上質紙) 四六判 70kg ●両面刷 ●刷色/表面（2色）黒・オレンジ 裏面（1色）黒 ●加工/横ミシン全幅2本 縦ミシン部分幅2本 ※コンビニ対応とすること	22,000枚

② 校正

全て2回とする。ただし、最終校正後であっても、制度改正等によりやむを得ず文面を変更する必要が生じた場合は、双方協議の上で原稿の微修正を行い、校正回数を変更することがある。

③ 原稿

原稿の提供は、データまたは紙媒体とする。原稿の文面、レイアウトについては、今後の国民健康保険制度改正等に伴いやむを得ず変更することがあり、その際は双方協議により最低限の変更を加えるものとする。

④ その他仕様

- ・ 項番1～9に示す用紙の紙質・色・穴の形状等は別途見本のとおりとする。
- ・ 公印の印影の大きさは等倍で刷ること。（条例規定事項）
- ・ ブッキングに影響するのでミシン目の強さに注意すること。
- ・ 印刷前に用紙サンプルを提出し、印字品質やミシン目等の検査に合格後、印刷すること。
※ 用紙見本及び様式見本は、閲覧資料として閲覧時に提示する。
- ・ 項番9の窓口用納付書は、ダミーで作成した賦課情報をもとに印刷テストを実施するので、発注者

で行う賦課情報印刷テストに合格したのちに印刷すること。印刷テストしたものの、カスタマーバーコード読み取りテスト及びOCR読み取りテスト並びにコンビニエンスストア用バーコードGS1-128（旧称：UCC/EAN-128）読み取りテストを、発注者を通じて、検証が完了するまで実施するものとする。

印刷テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。

- ・①成果物の作成部数には、テストプリント等に使用するものは含まないものとする。

⑤ 見本等の閲覧

項番1～9の見本を閲覧に付するものとする。原稿は契約締結後の提供とするが、用紙サイズ、枚数、印刷面数及び概ねの文字数等に変更はないものとする。

(2) 賦課情報印刷作業

① 作業内容

(1) -①- 1及び2で作成した納税通知書に発注者から提供する賦課情報を、発注者が指定する用紙に印字するためのプログラム開発を受注者で行い、印字する。

② 賦課情報の受け渡し

賦課情報は発注者から、USBに格納し受注者に貸与する方法を基本とする。

ただし、総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスを受注者が保有している場合、当該サービスを利用したデータ收受も可能とする。

USBの場合は、当該USBを正副2部作成し、それぞれに暗号化をするものとする。また、当該USBに要する費用及び暗号化に要する費用は発注者が負担するものとする。

当該USBの受け渡し時は、受注者は発注者に借用書を提出するものとする。

LGWAN-ASPを用いたファイル転送サービスによりデータを收受する際、暗号化処理やパスワード設定等セキュリティ機能を確認し、発注者との協議の上、收受時のセキュリティ措置の内容を決定し明示する。なお、送付データは暗号化処理を施したうえでサービスにアップロードをするものとする。データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。

受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施したうえでデータを廃棄することとする。また、廃棄後発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日、廃棄方法を通知するものとする。

③ 賦課情報の記録形式

賦課情報はCSV形式（カンマ区切り）で貸与する。ファイルレイアウトは発注者の指定するものとする。

※納税通知書（窓口払用）約900項目、納税通知書（口座払用）約520項目を予定する。

※レコードレイアウト及び帳票レイアウトの案は、別紙1のとおりとする。

※賦課情報の文字サイズは別紙1のレコードレイアウトに記載する参考のサイズを基にするが、印字する箇所の枠に合わせて受注者で調整できるものとする。また、発注者から文字サイズの指定があれば受注者で修正する。

④ 文字コード・文字フォント

発注者から貸与する賦課情報の文字フォントは「UNI-CODE UTF8」とし、USBまたは、LGWAN-ASPを用いたファイル転送サービスで賦課情報とあわせて記録し受け渡しをするものとする。

※文字フォントの使用権を東広島市が所有しているため、本業務外での当該文字フォントの使用は固く禁ず。

⑤ プログラム開発

受注者は賦課情報をもとに印字するために使用する印刷プログラムの設計及び開発等を行うものとし、その費用は受注者負担とする。賦課情報をもとにプログラムで賦課計算等を行うことは無いものとするが、カスタマーバーコード及びコンビニエンスストア用GS1-128（旧称：UCC/EAN-128）バーコードを編集し印字できるものとする。また、打ち出し順序は発注者からの賦課情報の記録順とすること。

発注者からは、外字情報を提供するものとし、印字環境に適さなければ、受注者で準備するものとする。

※外字情報：Windows 標準外字ファイル (eudc.tte)

⑥ 印刷作業

発注者から提供する賦課情報をもとに発注者の指定する情報を指定する位置に印字するものとする。また、宛名部分に郵便で読み取り可能なカスタマーバーコードを印字し、納付書部分にコンビニエンスストアで読み取り可能とする GS1-128 (旧称：UCC/EAN-128) バーコードを印字するものとする。

⑦ 印刷数量

項番 (履行番号)	品名 (履行区分)	規格・仕様	作成枚数 (発注予定数量)
1	納税通知書 (窓口払用) 印字【年次】	連続用紙データ印刷	11,000 セット
2	納税通知書 (口座払用) 印字【年次】	連続用紙データ印刷	14,000 セット
3	納税通知書 (窓口払用) 印字【月次】 令和4年7月～令和5年3月分	連続用紙データ印刷	4,950 セット 令和4年8月分～ 令和5年1月分 (6ヶ月×650 平均) 令和4年7月分・令和5 年2月分～3月分 (3ヶ月×350 平均)
4	納税通知書 (窓口払用) 印字【月次】 令和5年4月～6月分	連続用紙データ印刷	1,050 セット 令和5年4月分～6月分 (3か月×350 平均)
5	納税通知書 (口座払用) 印字【月次】	連続用紙データ印刷	1,400 セット 7ヶ月×200 (平均)

※印刷済み見本及びファイルレイアウト(案)は閲覧資料として閲覧時に提示する。

⑧ 郵便区内特別の表示 (年次のみ)

年次の納税通知書 (窓口払用)・納税通知書 (口座払用) については市内の配達局への持ち込みによる発送とするため、持ち込み先配達局へ持ち込む納税通知書には「郵便区内特別」と表記すること。ただし、宛先が市外住所の場合及び納税通知書 (窓口払用)・納税通知書 (口座払用) をそれぞれ集計した結果、110 通未満となり郵便区内特別とされない配達局の納税通知書には表記しないこと。

なお、持ち込み先配達局は次の8箇所とする。

郵便番号	持ち込み先配達局
739-00	安芸西条
739-01及び739-02	八本松
739-21	高屋
739-22	河内
739-23	福富
739-24	安芸津
739-25	板城
739-26及び739-27	黒瀬

(3) 製本作業

① 作業内容等

項番 (履行番号)	品名 (履行区分)	規格・仕様	作業枚数 (発注予定数量)
1	納税通知書(窓口払用)【年次】	<ul style="list-style-type: none">・ 16枚を1セットとすること。・ 裁断機を使用し、左右のピンホール部分をミシン目に沿って切削すること。・ 1枚目から7枚目までを製本し、8枚目から16枚目は製本しないこと。・ 製本は、左端から4ミリをノリ付けとすること。	11,000セット
2	納税通知書(口座払用)【年次】	<ul style="list-style-type: none">・ 8枚綴とすること。・ 裁断機を使用し、左右のピンホール部分をミシン目に沿って切削すること。・ 製本は、左端から4ミリをノリ付けとすること。	14,000セット
3	納税通知書(窓口払用)【月次】 令和4年7月～令和5年3月分	<ul style="list-style-type: none">・ 16枚を1セットとすること。・ 裁断機を使用し、左右のピンホール部分をミシン目に沿って切削すること。・ 1枚目から7枚目までを製本し、8枚目から16枚目は製本しないこと。	4,950セット 令和4年8月分～ 令和5年1月分 (6ヶ月×650平均) 令和4年7月分・令和 5年2月分～3月分 (3ヶ月×350平均)
4	納税通知書(窓口払用)【月次】 令和5年4月～6月分		1,050セット 令和5年4月分～6月 分 (3ヶ月×350平均)
5	納税通知書(口座払用)【月次】	<ul style="list-style-type: none">・ 8枚綴とすること。・ 裁断機を使用し、左右のピンホール部分をミシン目に沿って切削すること。・ 製本は、左端から4ミリをノリ付けとすること。	1,400セット (7ヶ月×200平均)

※製本見本は閲覧資料として閲覧時に提示する。

(4) 封入封かん作業

① 作業内容等

項番 (履行番号)	作業内容 (履行区分)	作業内容	作業枚数 (発注予定数量)
1	納税通知書（窓口払用）【年次】	(1) ①-8で作成した封筒に、 製本済みの(3) ①-1の納税通知書（窓口払用） (1) ①-3のチラシ① (1) ①-4のチラシ② (1) ①-6のチラシ④ (1) ①-7のチラシ⑤ <u>口座振替依頼書【年次用】（発注者より提供）</u> の6点を封入し封かんすること。	11,000 セット
2	納税通知書（口座払用）【年次】	(1) ①-8で作成した封筒に、 製本済みの(3) ①-2の納税通知書（口座払用） (1) ①-3のチラシ① (1) ①-4のチラシ② (1) ①-6のチラシ④ (1) ①-7のチラシ⑤ の5点を封入し封かんすること。	14,000 セット
3	納税通知書（窓口払用）【月次】 令和4年8月～ 令和5年1月分	(1) ①-8で作成した封筒に、 製本済みの(3) ①-3の納税通知書（窓口払用） (1) ①-3のチラシ① (1) ①-5のチラシ③ (1) ①-6のチラシ④ (1) ①-7のチラシ⑤ <u>口座振替依頼書【月次用】（発注者より提供）</u> の6点を封入すること。ただし、封かんはしないこと。	3,900 セット (6ヶ月×650平均)
4	納税通知書（窓口払用）【月次】 令和5年2月～3月分	(1) ①-8で作成した封筒に、 製本済みの(3) ①-3の納税通知書（窓口払用） (1) ①-3のチラシ①	700 セット (2ヶ月×350平均)
5	納税通知書（窓口払用）【月次】 令和5年4月～6月分	(1) ①-6のチラシ④ (1) ①-7のチラシ⑤ の4点を封入すること。ただし、封かんはしないこと。	1,050 セット (3ヶ月×350平均)
6	納税通知書（窓口払用）【月次】 令和4年7月分	(1) ①-8で作成した封筒に、 製本済みの(3) ①-3の納税通知書（窓口払用） を封入すること。ただし、封かんはしないこと。	350 セット (1ヶ月×350平均)
7	納税通知書（口座払用）【月次】	(1) ①-8で作成した封筒に、 製本済みの(3) ①-4の納税通知書（口座払用） (1) ①-3のチラシ① (1) ①-5のチラシ③ (1) ①-6のチラシ④ (1) ①-7のチラシ⑤ の5点を封入し封かんすること。	1,400 セット (7ヶ月×200平均)

② 封入物の受け渡し

口座振替依頼書【年次用】及び口座振替依頼書【月次用】は令和4年6月27日までに提供する。
受け渡しに要する運搬費等は受注者負担とする。

(参考) 区内特別とそれ以外の数量の割合（直近前回実績）

履行区分	区内特別	区内特別以外
納税通知書（窓口払用）【年次】	10,114 セット	0 セット
納税通知書（口座払用）【年次】	12,458 セット	0 セット
納税通知書（窓口払用）【月次】 令和2年8月分～令和3年1月分	0 セット	3,105 セット
納税通知書（窓口払用）【月次】 令和3年2月分～令和3年6月分	0 セット	1,648 セット
納税通知書（窓口払用）【月次】 令和3年7月分	0 セット	48 セット
納税通知書（口座払用）【月次】	0 セット	714 セット

※「区内特別」とは、郵便番号が「739-〇〇〇〇」のものをいう。

8 データ運搬および成果品運搬作業

① 作業内容

項番	作業	規格・仕様（年次分1回、月次分12回）
1	賦課情報データ運搬 （発注者→受注者）	賦課情報を記憶したUSBをセキュリティの保たれた方法により、作業場所まで搬送すること。
2	納税通知書運搬 （成果品）運搬 （受注者→発注者）	封入封かん作業済み納税通知書及びその他貸与物品を本市までセキュリティの保たれた方法により運搬すること。 検査・検品・検算（以下、検査等という。）に要する運搬作業を含む。
3	作成物品の一部納品 （受注者→発注者）	（1）-①-3～9の作成した物品の一部を窓口交付分として納品すること。数量及び時期については別途協議するものとする。

② 成果品の受け渡し

発注者までの運搬方法については、セキュリティの保たれた方法によるものとする。また、契約締結時に業務実施計画書にその方法を記載し発注者の承認を得ることとする。

製本作業等で破損した納税通知書は、破棄せず同期の成果品とともに必ず納品すること。また、破損した納税通知書の再印刷を実施すること。

③ 成果品の整理

年次分成果品（（4）封入封かん作業済品）は納税通知書（窓口払用）及び納税通知書（口座払用）それぞれ、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局ごと（5桁ごと）に箱詰めするものとする。ただし、区内特別以外は箱の容量の範囲内でまとめることができる。

また、当該箱の側面2箇所（箱の長辺と短辺）と上面に箱番号（連番）及び郵便番号上5桁並びに箱内の納税通知書発行連番を記載するものとする。タックシール等の貼付けを可とする。

月次分成果品（（4）封入封かん作業済品）は納税通知書（窓口払用）及び納税通知書（口座払用）に分けて箱詰めするものとし、当該箱の側面2箇所（箱の長辺と短辺）と上面に箱番号（連番）及び箱内の納税通知書発行連番を記載するものとする。タックシール等の貼付けを可とする。

年次分成果品及び月次分成果品の箱詰めに必要な費用（箱代等）は受注者が負担するものとし、箱のサイズは発注者と協議し決定するものとする。

【箱側面及び上面記載例】

箱番号 : △△△／総箱数量
郵便番号 : 739-□□（連番）
発行連番 : ○○○○ ～ ○○○○
箱内数量 : （各箱に入っている数量）

9 環境構築作業

① データ印刷設定等作業

項番	項目	規格・仕様
1	作業打ち合わせ	印字テスト及び本番作業に係るスケジュール等詳細な打ち合わせを実施する。 作業打ち合わせにかかる発注者・受注者それぞれの費用は、各者で負担すること。
2	賦課情報印刷テスト作業	ダミーで作成した賦課情報をもとに印刷テストを実施する。印刷テストしたもの、カスタマーバーコード読み取りテスト及びOCR読み取りテスト並びにコンビニエンスストア用バーコードGS1-128（旧称：UCC/EAN-128）読み取りテストを、発注者を通じて、 <u>検証が完了するまで実施するものとする。</u> 印刷テスト作業に必要な運搬費等は、受注者の負担とする。
3	機器設定作業	受注者の印刷機等の設定作業及び賦課情報をもとに印刷する印刷プログラム開発作業を実施する。
4	印刷物等保管及び在庫管理	納税通知書等様式を保管及び在庫管理をし、不足が生じることが予想される場合は、速やかに報告し対応を協議すること。 また、業務完了時には在庫物品を全て発注者へ納品すること。

10 年間作業日程

① 作業日程【様式等】

区 分	内 容	完了期限
様式（用紙）作成	(1) -①- 1 納税通知書（窓口払用） (1) -①- 2 納税通知書（口座払用） (1) -①- 3 チラシ① (1) -①- 4 チラシ② (1) -①- 6 チラシ④ (1) -①- 7 チラシ⑤ (1) -①- 8 窓あき封筒 (1) -①- 9 窓口用納付書	令和4年6月下旬
様式（用紙）作成	(1) -①- 5 チラシ③	令和4年7月下旬
テスト印字済み納税通知書作成 （様式本印刷前）	(1) -①- 1 納税通知書 （窓口払用・口座払用） ※500セット程度	令和4年6月中旬

※OCR読取テストは令和4年5月10日より開始することとする。そのため、校正済みの納付書は、令和4年5月6日までに納品すること。

② 作業日程【賦課情報印刷、製本作業、封入封かん作業、データ運搬及び成果品運搬作業】

区分	賦課情報送付時期 及び内容	処理期間	成果品納入日
月次	令和4年 7月初旬 窓口分 (対象年度令和3年度分)	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分）	処理期間満了日の翌日
年次	令和4年 7月初旬 窓口分及び口座分	賦課情報受け取り日の翌日から起算して5日以内（窓口分及び口座分）	処理期間満了日の翌日
月次	令和4年 8月初旬 窓口分及び口座分	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分及び口座分）	処理期間満了日の翌日
月次	令和4年 9月初旬 窓口分及び口座分	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分及び口座分）	処理期間満了日の翌日
月次	令和4年10月初旬 窓口分及び口座分	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分及び口座分）	処理期間満了日の翌日
月次	令和4年11月初旬 窓口分及び口座分	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分及び口座分）	処理期間満了日の翌日
月次	令和4年12月初旬 窓口分及び口座分	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分及び口座分）	処理期間満了日の翌日
月次	令和5年 1月初旬 窓口分及び口座分	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分及び口座分）	処理期間満了日の翌日
月次	令和5年 2月初旬 窓口分及び口座分	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分及び口座分）	処理期間満了日の翌日
月次	令和5年 3月初旬 窓口分	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分）	処理期間満了日の翌日
月次	令和5年 4月初旬 窓口分 (対象年度令和4年度分)	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分）	処理期間満了日の翌日
月次	令和5年 5月初旬 窓口分 (対象年度令和4年度分)	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分）	処理期間満了日の翌日
月次	令和5年 6月初旬 窓口分 (対象年度令和4年度分)	賦課情報受け取り日の翌日から起算して2日以内（窓口分）	処理期間満了日の翌日

注) 年間の詳細日程については、別途協議するものとする。

処理期間には、土日祝祭日を含むものとする。

処理期間には、検査等作業に必要な日数を含むものとする。

処理期間満了日の翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日に成果品を納入するものとする。

災害その他の事情により、成果品の納入が遅延する場合は、発注者へ早急に連絡すること。

11 単価契約と発注予定数量

- (1) 本業務は、「7業務詳細」における各作業項目を履行区分とし対応する契約単価を定め、その他経費を数量1式の単価とする単価契約とする。業務全体の履行区分、契約単価及び発注予定数量を別表のとおり定める。
- (2) 発注予定数量には変動がある。ただし、別表に定める各履行区分の発注予定数量を上限とし、下限はその2割以内とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が委託料（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

12 委託料の支払い

- (1) 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

部分払の履行単位		支払金額	支払種別
仕様書7 (1) 納税通知書等様式作成作業		別表に示す該当履行区分の契約単価に履行数量を乗じることとし、その計算方法は次のア又はイのとおりとする。	部分払
仕様書7 (2) 賦課情報印刷作業 (3) 製本作業 (4) 封入封かん作業のうち	「年次」対象作業分		部分払 (令和4年度支払)
	「窓口払用・月次」対象作業分 (R4.7月～R5.3月発送分の各月履行分)		部分払 (令和4年度支払)
	「窓口払用・月次」対象作業分 (R5.4月～R5.6月発送分の各月履行分)		部分払 (令和5年度支払)
	「口座払用・月次」対象作業分 (R4.8月～R5.2月発送分の各月履行分)		部分払 (令和4年度支払)
上記以外の業務分		残額	完了払 (令和5年度支払)

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

別表に示す履行区分ごとの契約単価にそれぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該合計額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

別表に示す履行区分ごとの契約単価に、それぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行分の履行報告を行っていないなければならない。
- (3) 上記(1)ア及びイの計算方法は、完了払についても適用する。
- (4) 債務負担行為特則

債務負担行為に係る契約の特則として、各会計年度における業務委託料の支払限度額及び支払限度額に対応する出来高予定額は次のとおりとする。

年度	限度額	支払限度額の計算方法
令和4年度	支払限度額 ○○○○○○○円 (出来高予定額 ○○○○○○○円)	令和5年3月までの業務履行分について、上記12「委託料の支払い」に定めるところにより計算した額。
令和5年度	残額	

13 現地調査及び検査等の対応

受注者施設のセキュリティ状況等を把握するため、発注者が現地調査を実施することがある。

受注者は、賦課情報印刷作業を行った納税通知書（窓口払用）及び（口座払用）もしくは、納税通知書（窓口払用）【月次】及び（口座払用）【月次】（以下「印刷済納税通知書」という。）について、発注者の検査を受け検査完了した後、受注者施設で製本作業、封入封かん作業を行い期限内に納品すること。

① 検査方法

発注者の指示するところにより、印刷済納税通知書の一部もしくは全部を箱詰めし発注者の指定する場所まで運搬し検査を受けることとする。

② 検査・現地調査予定回数

時期	回数
受注者施設現地調査（5月から6月）	1回
当初賦課時（7月）	2回
月次賦課（7月から翌年6月）	2回

※ただし、月次賦課の検査の回数は発注者の定めるところにより、変更することがある。

14 再委託の範囲

本業務のうち、再委託できる範囲は次の業務の一部とする。

- 7業務詳細（1）納税通知書等様式作成作業
（2）賦課情報印刷作業
（3）製本作業
（4）封入封かん作業

ただし、再委託を行う場合は、あらかじめ再委託の内容を業務実施計画書に定め、下請負承認願により発注者の承諾を得ること。また、受注者は再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。

15 特記事項

- ① 本業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。
- ② 封入封かん済みの納税通知書の運搬、保管にあたっては、紛失・盗難等管理に十分注意すること。
- ③ 賦課情報の運搬及び成果品運搬を行うに際し方法等について発注者の承諾を得ること。
- ④ 本業務の実施において、仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、当該疑義の解消方法について事前に発注者と十分に協議し承諾を得ること。また、協議は可能な限り早期に申し出るなど、業務に支障が生じないように配慮すること。

16 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市健康福祉部 国保年金課 国保係
電話 (082) 420-0933
FAX (082) 422-0334

別紙1

納通レコード(口座)

項番	項目名称	サイズ (byte)	文字サイズ (point)	属性	フォント	サンプル
1	通知書名	70	13	N	明朝	令和4年度 国民健康保険税 決定通知書(口座振替者用)
2	郵便番号	8	10	X	ゴシック	739-0001
3	住所1	100	10	N	明朝	広島県東広島市□□□□□□
4	住所2	50	10	N	明朝	
5	氏名	100	10	N	明朝	□□ □□ 様
6	宛名様分	100	10	N	明朝	(□□ □□ 様分)
7	カスタマーバーコード	30	-	X	CB	73900000-1
8	国保番号	8	15	X	ゴシック	01234567
9	通知書番号	10	15	X	ゴシック	000001234
10	通知文	80	8	N	明朝	あなたの国民健康保険税について次のとおり決定しましたので通知します。
11	通知年月日	16	12	N	明朝	令和4年8月1日
12	市長名	40	12	N	明朝	東広島市長 □□ □□
13	前回決定税額(金額)	11	9	9	ゴシック	*****
14	今回決定税額(金額)	11	9	9	ゴシック	41,400
15	発行連番	6	12	9	OCR-B	91
16	更正前基礎分課税標準額	15	9	9	ゴシック	*****
17	更正前基礎分所得割率	6	9	9	ゴシック	*****
18	更正前基礎分所得割額	14	9	9	ゴシック	*****
19	更正前基礎分均等割額	7	9	9	ゴシック	*****
20	更正前基礎分被保険者数	3	9	9	ゴシック	*****
21	更正前基礎分均等割額	7	9	9	ゴシック	*****
22	更正前基礎分平等割額	7	9	9	ゴシック	*****
23	更正前基礎分算出合計額	14	9	9	ゴシック	*****
24	更正前基礎分軽減額	14	9	9	ゴシック	*****
25	更正前基礎分限度超過額	14	9	9	ゴシック	*****
26	更正前基礎分月割増減額	11	9	9	ゴシック	*****
27	更正前基礎分減免額	11	9	9	ゴシック	*****
28	更正前基礎分年間保険税額	11	9	9	ゴシック	*****
29	更正前支援分課税標準額	15	9	9	ゴシック	*****
30	更正前支援分所得割率	6	9	9	ゴシック	*****
31	更正前支援分所得割額	14	9	9	ゴシック	*****
32	更正前支援分均等割額	7	9	9	ゴシック	*****
33	更正前支援分被保険者数	3	9	9	ゴシック	*****
34	更正前支援分均等割額	7	9	9	ゴシック	*****
35	更正前支援分平等割額	7	9	9	ゴシック	*****
36	更正前支援分算出合計額	14	9	9	ゴシック	*****
37	更正前支援分軽減額	14	9	9	ゴシック	*****
38	更正前支援分限度超過額	14	9	9	ゴシック	*****
39	更正前支援分月割増減額	11	9	9	ゴシック	*****
40	更正前支援分減免額	11	9	9	ゴシック	*****
41	更正前支援分年間保険税額	11	9	9	ゴシック	*****
42	更正前介護分課税標準額	15	9	9	ゴシック	*****
43	更正前介護分所得割率	6	9	9	ゴシック	*****
44	更正前介護分所得割額	14	9	9	ゴシック	*****
45	更正前介護分均等割額	7	9	9	ゴシック	*****
46	更正前介護分被保険者数	3	9	9	ゴシック	*****
47	更正前介護分均等割額	7	9	9	ゴシック	*****
48	更正前介護分平等割額	7	9	9	ゴシック	*****
49	更正前介護分算出合計額	14	9	9	ゴシック	*****
50	更正前介護分軽減額	14	9	9	ゴシック	*****
51	更正前介護分限度超過額	14	9	9	ゴシック	*****
52	更正前介護分月割減額	11	9	9	ゴシック	*****
53	更正前介護分減免額	11	9	9	ゴシック	*****
54	更正前介護分年間保険税額	11	9	9	ゴシック	*****
55	更正前軽減割合	9	9	9	ゴシック	未就学 2割
56	更正前単身軽減割合	3	9	9	ゴシック	***
57	更正後基礎分課税標準額	15	9	9	ゴシック	0
58	更正後基礎分所得割率	6	9	9	ゴシック	7.03
59	更正後基礎分所得割額	14	9	9	ゴシック	0
60	更正後基礎分均等割額	7	9	9	ゴシック	28,589
61	更正後基礎分被保険者数	3	9	9	ゴシック	1
62	更正後基礎分均等割額	7	9	9	ゴシック	28,589
63	更正後基礎分平等割額	7	9	9	ゴシック	9,894
64	更正後基礎分算出合計額	14	9	9	ゴシック	38,483
65	更正後基礎分軽減額	14	9	9	ゴシック	7,697

納通レコード(口座)

項番	項目名称	サイズ (byte)	文字サイズ (point)	属性	フォント	サンプル
66	更正後基礎分限度超過額	14	9	9	ゴシック	0
67	更正後基礎分月割減額	11	9	9	ゴシック	0
68	更正後基礎分減免額	11	9	9	ゴシック	0
69	更正後基礎分年間保険税額	11	9	9	ゴシック	30,700
70	更正後支援分課税標準額	15	9	9	ゴシック	0
71	更正後支援分所得割率	6	9	9	ゴシック	2.49
72	更正後支援分所得割額	14	9	9	ゴシック	0
73	更正後支援分均等割率	7	9	9	ゴシック	10,045
74	更正後支援分被保険者数	3	9	9	ゴシック	1
75	更正後支援分均等割額	7	9	9	ゴシック	10,045
76	更正後支援分平等割額	7	9	9	ゴシック	3,441
77	更正後支援分算出合計額	14	9	9	ゴシック	13,486
78	更正後支援分軽減額	14	9	9	ゴシック	2,698
79	更正後支援分限度超過額	14	9	9	ゴシック	0
80	更正後支援分月割減額	11	9	9	ゴシック	0
81	更正後支援分減免額	11	9	9	ゴシック	0
82	更正後支援分年間保険税額	11	9	9	ゴシック	10,700
83	更正後介護分課税標準額	15	9	9	ゴシック	0
84	更正後介護分所得割率	6	9	9	ゴシック	2.07
85	更正後介護分所得割額	14	9	9	ゴシック	0
86	更正後介護分均等割額	7	9	9	ゴシック	10,713
87	更正後介護分被保険者数	3	9	9	ゴシック	0
88	更正後介護分均等割額	7	9	9	ゴシック	0
89	更正後介護分平等割額	7	9	9	ゴシック	0
90	更正後介護分算出合計額	14	9	9	ゴシック	0
91	更正後介護分軽減額	14	9	9	ゴシック	0
92	更正後介護分限度超過額	14	9	9	ゴシック	0
93	更正後介護分月割減額	11	9	9	ゴシック	0
94	更正後介護分減免額	11	9	9	ゴシック	0
95	更正後介護分年間保険税額	11	9	9	ゴシック	0
96	更正後軽減割合	9	9	9	ゴシック	未就学 2割
97	更正後単身軽減割合	3	9	9	ゴシック	1/2
98	決定(変更)前合計額(金額)	11	9	9	ゴシック	*****
99	決定(変更)後合計額(金額)	11	9	9	ゴシック	41,400
100	前年度までに通知した税額(金額)	11	9	9	ゴシック	*****
101	今年度納付税額(金額)	11	9	9	ゴシック	*****
102	基礎分最高限度額	11	9	9	ゴシック	650,000
103	後期高齢者支援金等分最高限度額	11	9	9	ゴシック	200,000
104	介護納付金分最高限度額	11	9	9	ゴシック	170,000
105	発行連番	6	10	9	ゴシック	91
106	タイトル	80	11	N	明朝	令和4年度 国民健康保険税の納期及び期別納付額は次のとおりです。
107	特別徴収納付年1	10	7	N	ゴシック	R04
108	特別徴収納付年2	10	7	N	ゴシック	R04
109	特別徴収納付年3	10	7	N	ゴシック	R04
110	特別徴収納付年4	10	7	N	ゴシック	R04
111	特別徴収納付年5	10	7	N	ゴシック	R04
112	特別徴収納付年6	10	7	N	ゴシック	R04
113	特別徴収納付年7	10	7	N	ゴシック	R05
114	特別徴収納付年8	10	7	N	ゴシック	R05
115	特別徴収納付年9	10	7	N	ゴシック	
116	特別徴収納付年10	10	7	N	ゴシック	
117	特別徴収納付年11	10	7	N	ゴシック	
118	特別徴収納付年12	10	7	N	ゴシック	
119	特別徴収納付年13	10	7	N	ゴシック	
120	特別徴収納付月1	6	7	N	ゴシック	7月
121	特別徴収納付月2	6	7	N	ゴシック	8月
122	特別徴収納付月3	6	7	N	ゴシック	9月
123	特別徴収納付月4	6	7	N	ゴシック	10月
124	特別徴収納付月5	6	7	N	ゴシック	11月
125	特別徴収納付月6	6	7	N	ゴシック	12月
126	特別徴収納付月7	6	7	N	ゴシック	1月
127	特別徴収納付月8	6	7	N	ゴシック	2月
128	特別徴収納付月9	6	7	N	ゴシック	
129	特別徴収納付月10	6	7	N	ゴシック	
130	特別徴収納付月11	6	7	N	ゴシック	
131	特別徴収納付月12	6	7	N	ゴシック	

納通レコード(口座)

項番	項目名称	サイズ (byte)	文字サイズ (point)	属性	フォント	サンプル
132	特別徴収納付月13	6	7	N	ゴシック	
133	普通徴収納期1	10	7	N	ゴシック	第1期
134	普通徴収納期2	10	7	N	ゴシック	第2期
135	普通徴収納期3	10	7	N	ゴシック	第3期
136	普通徴収納期4	10	7	N	ゴシック	第4期
137	普通徴収納期5	10	7	N	ゴシック	第5期
138	普通徴収納期6	10	7	N	ゴシック	第6期
139	普通徴収納期7	10	7	N	ゴシック	第7期
140	普通徴収納期8	10	7	N	ゴシック	第8期
141	普通徴収納期9	10	7	N	ゴシック	
142	普通徴収納期10	10	7	N	ゴシック	
143	普通徴収納期11	10	7	N	ゴシック	
144	普通徴収納期12	10	7	N	ゴシック	
145	普通徴収納期13	10	7	N	ゴシック	
146	普通徴収納期限1	18	7	N	ゴシック	(令和 4年 8月 2日)
147	普通徴収納期限2	18	7	N	ゴシック	(令和 4年 8月31日)
148	普通徴収納期限3	18	7	N	ゴシック	(令和 4年 9月30日)
149	普通徴収納期限4	18	7	N	ゴシック	(令和 4年11月 1日)
150	普通徴収納期限5	18	7	N	ゴシック	(令和 4年11月30日)
151	普通徴収納期限6	18	7	N	ゴシック	(令和 4年12月27日)
152	普通徴収納期限7	18	7	N	ゴシック	(令和 5年 1月31日)
153	普通徴収納期限8	18	7	N	ゴシック	(令和 5年 2月28日)
154	普通徴収納期限9	18	7	N	ゴシック	
155	普通徴収納期限10	18	7	N	ゴシック	
156	普通徴収納期限11	18	7	N	ゴシック	
157	普通徴収納期限12	18	7	N	ゴシック	
158	普通徴収納期限13	18	7	N	ゴシック	
159	更正前普通徴収額1	11	9	9	ゴシック	*****
160	更正前普通徴収額2	11	9	9	ゴシック	*****
161	更正前普通徴収額3	11	9	9	ゴシック	*****
162	更正前普通徴収額4	11	9	9	ゴシック	*****
163	更正前普通徴収額5	11	9	9	ゴシック	*****
164	更正前普通徴収額6	11	9	9	ゴシック	*****
165	更正前普通徴収額7	11	9	9	ゴシック	*****
166	更正前普通徴収額8	11	9	9	ゴシック	*****
167	更正前普通徴収額9	11	9	9	ゴシック	
168	更正前普通徴収額10	11	9	9	ゴシック	
169	更正前普通徴収額11	11	9	9	ゴシック	
170	更正前普通徴収額12	11	9	9	ゴシック	
171	更正前普通徴収額13	11	9	9	ゴシック	
172	更正前普通徴収額合計	11	9	9	ゴシック	*****
173	更正前特別徴収額1	11	9	9	ゴシック	*****
174	更正前特別徴収額2	11	9	9	ゴシック	*****
175	更正前特別徴収額3	11	9	9	ゴシック	*****
176	更正前特別徴収額4	11	9	9	ゴシック	*****
177	更正前特別徴収額5	11	9	9	ゴシック	*****
178	更正前特別徴収額6	11	9	9	ゴシック	*****
179	更正前特別徴収額7	11	9	9	ゴシック	*****
180	更正前特別徴収額8	11	9	9	ゴシック	*****
181	更正前特別徴収額9	11	9	9	ゴシック	
182	更正前特別徴収額10	11	9	9	ゴシック	
183	更正前特別徴収額11	11	9	9	ゴシック	
184	更正前特別徴収額12	11	9	9	ゴシック	
185	更正前特別徴収額13	11	9	9	ゴシック	
186	更正前特別徴収額合計	11	9	9	ゴシック	*****
187	更正後普通徴収額1	11	9	9	ゴシック	5,700
188	更正後普通徴収額2	11	9	9	ゴシック	5,100
189	更正後普通徴収額3	11	9	9	ゴシック	5,100
190	更正後普通徴収額4	11	9	9	ゴシック	5,100
191	更正後普通徴収額5	11	9	9	ゴシック	5,100
192	更正後普通徴収額6	11	9	9	ゴシック	5,100
193	更正後普通徴収額7	11	9	9	ゴシック	5,100
194	更正後普通徴収額8	11	9	9	ゴシック	5,100
195	更正後普通徴収額9	11	9	9	ゴシック	
196	更正後普通徴収額10	11	9	9	ゴシック	
197	更正後普通徴収額11	11	9	9	ゴシック	

納通レコード(口座)

項番	項目名称	サイズ (byte)	文字サイズ (point)	属性	フォント	サンプル
198	更正後普通徴収額12	11	9	9	ゴシック	
199	更正後普通徴収額13	11	9	9	ゴシック	
200	更正後普通徴収額合計	11	9	9	ゴシック	41,400
201	更正後特別徴収額1	11	9	9	ゴシック	*****
202	更正後特別徴収額2	11	9	9	ゴシック	*****
203	更正後特別徴収額3	11	9	9	ゴシック	*****
204	更正後特別徴収額4	11	9	9	ゴシック	*****
205	更正後特別徴収額5	11	9	9	ゴシック	*****
206	更正後特別徴収額6	11	9	9	ゴシック	*****
207	更正後特別徴収額7	11	9	9	ゴシック	*****
208	更正後特別徴収額8	11	9	9	ゴシック	*****
209	更正後特別徴収額9	11	9	9	ゴシック	
210	更正後特別徴収額10	11	9	9	ゴシック	
211	更正後特別徴収額11	11	9	9	ゴシック	
212	更正後特別徴収額12	11	9	9	ゴシック	
213	更正後特別徴収額13	11	9	9	ゴシック	
214	更正後特別徴収額合計	11	9	9	ゴシック	*****
215	納付済普通徴収額1	11	9	9	ゴシック	0
216	納付済普通徴収額2	11	9	9	ゴシック	0
217	納付済普通徴収額3	11	9	9	ゴシック	0
218	納付済普通徴収額4	11	9	9	ゴシック	0
219	納付済普通徴収額5	11	9	9	ゴシック	0
220	納付済普通徴収額6	11	9	9	ゴシック	0
221	納付済普通徴収額7	11	9	9	ゴシック	0
222	納付済普通徴収額8	11	9	9	ゴシック	0
223	納付済普通徴収額9	11	9	9	ゴシック	
224	納付済普通徴収額10	11	9	9	ゴシック	
225	納付済普通徴収額11	11	9	9	ゴシック	
226	納付済普通徴収額12	11	9	9	ゴシック	
227	納付済普通徴収額13	11	9	9	ゴシック	
228	納付済普通徴収額合計	11	9	9	ゴシック	0
229	納付済特別徴収額1	11	9	9	ゴシック	*****
230	納付済特別徴収額2	11	9	9	ゴシック	*****
231	納付済特別徴収額3	11	9	9	ゴシック	*****
232	納付済特別徴収額4	11	9	9	ゴシック	*****
233	納付済特別徴収額5	11	9	9	ゴシック	*****
234	納付済特別徴収額6	11	9	9	ゴシック	*****
235	納付済特別徴収額7	11	9	9	ゴシック	*****
236	納付済特別徴収額8	11	9	9	ゴシック	*****
237	納付済特別徴収額9	11	9	9	ゴシック	
238	納付済特別徴収額10	11	9	9	ゴシック	
239	納付済特別徴収額11	11	9	9	ゴシック	
240	納付済特別徴収額12	11	9	9	ゴシック	
241	納付済特別徴収額13	11	9	9	ゴシック	
242	納付済特別徴収額合計	11	9	9	ゴシック	*****
243	差引普通徴収額1	11	9	9	ゴシック	5,700
244	差引普通徴収額2	11	9	9	ゴシック	5,100
245	差引普通徴収額3	11	9	9	ゴシック	5,100
246	差引普通徴収額4	11	9	9	ゴシック	5,100
247	差引普通徴収額5	11	9	9	ゴシック	5,100
248	差引普通徴収額6	11	9	9	ゴシック	5,100
249	差引普通徴収額7	11	9	9	ゴシック	5,100
250	差引普通徴収額8	11	9	9	ゴシック	5,100
251	差引普通徴収額9	11	9	9	ゴシック	
252	差引普通徴収額10	11	9	9	ゴシック	
253	差引普通徴収額11	11	9	9	ゴシック	
254	差引普通徴収額12	11	9	9	ゴシック	
255	差引普通徴収額13	11	9	9	ゴシック	
256	差引普通徴収額合計	11	9	9	ゴシック	41,400
257	差引特別徴収額1	11	9	9	ゴシック	*****
258	差引特別徴収額2	11	9	9	ゴシック	*****
259	差引特別徴収額3	11	9	9	ゴシック	*****
260	差引特別徴収額4	11	9	9	ゴシック	*****
261	差引特別徴収額5	11	9	9	ゴシック	*****
262	差引特別徴収額6	11	9	9	ゴシック	*****
263	差引特別徴収額7	11	9	9	ゴシック	*****

納通レコード(口座)

項番	項目名称	サイズ (byte)	文字サイズ (point)	属性	フォント	サンプル
264	差引特別徴収額8	11	9	9	ゴシック	*****
265	差引特別徴収額9	11	9	9	ゴシック	
266	差引特別徴収額10	11	9	9	ゴシック	
267	差引特別徴収額11	11	9	9	ゴシック	
268	差引特別徴収額12	11	9	9	ゴシック	
269	差引特別徴収額13	11	9	9	ゴシック	
270	差引特別徴収額合計	11	9	9	ゴシック	*****
271	特別徴収義務者	40	7	N	明朝	厚生労働大臣(日本年金機構)
272	特別徴収対象年金	40	7	N	明朝	老齢基礎年金
273	発行連番	6	10	9	ゴシック	91
274	基礎分・支援分課税標準額合計	11	9	9	ゴシック	0
275	介護分課税標準額合計	11	9	9	ゴシック	0
276	軽減判定所得金額	11	9	9	ゴシック	973,759
277	被保険者氏名1	56	9	N	明朝	□□ □□
278	生年月日1	16	9	N	明朝	昭和24年 1月 1日
279	年税額対象者1	2	9	N	ゴシック	◎
280	年税額対象者(介護)1	2	9	N	ゴシック	
281	基礎・支援分賦課月1	24	9	N	明朝	○○○○○○○○○○○○
282	基礎・支援分賦課月数1	2	9	9	ゴシック	12
283	介護分賦課月1	24	9	N	明朝	
284	介護分賦課月数1	2	9	9	ゴシック	0
285	総所得金額等1	15	9	9	ゴシック	0
286	課税標準額1	15	9	9	ゴシック	0
287	被保険者氏名2	56	9	N	明朝	
288	生年月日2	16	9	N	明朝	
289	年税額対象者2	2	9	N	ゴシック	
290	年税額対象者(介護)2	2	9	N	ゴシック	
291	基礎・支援分賦課月2	24	9	N	明朝	
292	基礎・支援分賦課月数2	2	9	9	ゴシック	
293	介護分賦課月2	24	9	N	明朝	
294	介護分賦課月数2	2	9	9	ゴシック	
295	総所得金額等2	15	9	9	ゴシック	
296	課税標準額2	15	9	9	ゴシック	
297	被保険者氏名3	56	9	N	明朝	
298	生年月日3	16	9	N	明朝	
299	年税額対象者3	2	9	N	ゴシック	
300	年税額対象者(介護)3	2	9	N	ゴシック	
301	基礎・支援分賦課月3	24	9	N	明朝	
302	基礎・支援分賦課月数3	2	9	9	ゴシック	
303	介護分賦課月3	24	9	N	明朝	
304	介護分賦課月数3	2	9	9	ゴシック	
305	総所得金額等3	15	9	9	ゴシック	
306	課税標準額3	15	9	9	ゴシック	
307	被保険者氏名4	56	9	N	明朝	
308	生年月日4	16	9	N	明朝	
309	年税額対象者4	2	9	N	ゴシック	
310	年税額対象者(介護)4	2	9	N	ゴシック	
311	基礎・支援分賦課月4	24	9	N	明朝	
312	基礎・支援分賦課月数4	2	9	9	ゴシック	
313	介護分賦課月4	24	9	N	明朝	
314	介護分賦課月数4	2	9	9	ゴシック	
315	総所得金額等4	15	9	9	ゴシック	
316	課税標準額4	15	9	9	ゴシック	
317	被保険者氏名5	56	9	N	明朝	
318	生年月日5	16	9	N	明朝	
319	年税額対象者5	2	9	N	ゴシック	
320	年税額対象者(介護)5	2	9	N	ゴシック	
321	基礎・支援分賦課月5	24	9	N	明朝	
322	基礎・支援分賦課月数5	2	9	9	ゴシック	
323	介護分賦課月5	24	9	N	明朝	
324	介護分賦課月数5	2	9	9	ゴシック	
325	総所得金額等5	15	9	9	ゴシック	
326	課税標準額5	15	9	9	ゴシック	
327	被保険者氏名6	56	9	N	明朝	
328	生年月日6	16	9	N	明朝	
329	年税額対象者6	2	9	N	ゴシック	

納通レコード(口座)

項番	項目名称	サイズ (byte)	文字サイズ (point)	属性	フォント	サンプル
330	年税額対象者(介護)6	2	9	N	ゴシック	
331	基礎・支援分賦課月6	24	9	N	明朝	
332	基礎・支援分賦課月数6	2	9	9	ゴシック	
333	介護分賦課月6	24	9	N	明朝	
334	介護分賦課月数6	2	9	9	ゴシック	
335	総所得金額等6	15	9	9	ゴシック	
336	課税標準額6	15	9	9	ゴシック	
337	被保険者氏名7	56	9	N	明朝	
338	生年月日7	16	9	N	明朝	
339	年税額対象者7	2	9	N	ゴシック	
340	年税額対象者(介護)7	2	9	N	ゴシック	
341	基礎・支援分賦課月7	24	9	N	明朝	
342	基礎・支援分賦課月数7	2	9	9	ゴシック	
343	介護分賦課月7	24	9	N	明朝	
344	介護分賦課月数7	2	9	9	ゴシック	
345	総所得金額等7	15	9	9	ゴシック	
346	課税標準額7	15	9	9	ゴシック	
347	被保険者氏名8	56	9	N	明朝	
348	生年月日8	16	9	N	明朝	
349	年税額対象者8	2	9	N	ゴシック	
350	年税額対象者(介護)8	2	9	N	ゴシック	
351	基礎・支援分賦課月8	24	9	N	明朝	
352	基礎・支援分賦課月数8	2	9	9	ゴシック	
353	介護分賦課月8	24	9	N	明朝	
354	介護分賦課月数8	2	9	9	ゴシック	
355	総所得金額等8	15	9	9	ゴシック	
356	課税標準額8	15	9	9	ゴシック	
357	発行連番	6	10	9	ゴシック	91
358	被保険者氏名9	56	9	N	明朝	
359	生年月日9	16	9	N	明朝	
360	年税額対象者9	2	9	N	ゴシック	
361	年税額対象者(介護)9	2	9	N	ゴシック	
362	基礎・支援分賦課月9	24	9	N	明朝	
363	基礎・支援分賦課月数9	2	9	9	ゴシック	
364	介護分賦課月9	24	9	N	明朝	
365	介護分賦課月数9	2	9	9	ゴシック	
366	総所得金額等9	15	9	9	ゴシック	
367	課税標準額9	15	9	9	ゴシック	
368	被保険者氏名10	56	9	N	明朝	
369	生年月日10	16	9	N	明朝	
370	年税額対象者10	2	9	N	ゴシック	
371	年税額対象者(介護)10	2	9	N	ゴシック	
372	基礎・支援分賦課月10	24	9	N	明朝	
373	基礎・支援分賦課月数10	2	9	9	ゴシック	
374	介護分賦課月10	24	9	N	明朝	
375	介護分賦課月数10	2	9	9	ゴシック	
376	総所得金額等10	15	9	9	ゴシック	
377	課税標準額10	15	9	9	ゴシック	
378	被保険者氏名11	56	9	N	明朝	
379	生年月日11	16	9	N	明朝	
380	年税額対象者11	2	9	N	ゴシック	
381	年税額対象者(介護)11	2	9	N	ゴシック	
382	基礎・支援分賦課月11	24	9	N	明朝	
383	基礎・支援分賦課月数11	2	9	9	ゴシック	
384	介護分賦課月11	24	9	N	明朝	
385	介護分賦課月数11	2	9	9	ゴシック	
386	総所得金額等11	15	9	9	ゴシック	
387	課税標準額11	15	9	9	ゴシック	
388	被保険者氏名12	56	9	N	明朝	
389	生年月日12	16	9	N	明朝	
390	年税額対象者12	2	9	N	ゴシック	
391	年税額対象者(介護)12	2	9	N	ゴシック	
392	基礎・支援分賦課月12	24	9	N	明朝	
393	基礎・支援分賦課月数12	2	9	9	ゴシック	
394	介護分賦課月12	24	9	N	明朝	
395	介護分賦課月数12	2	9	9	ゴシック	

納通レコード(口座)

項番	項目名称	サイズ (byte)	文字サイズ (point)	属性	フォント	サンプル
396	総所得金額等12	15	9	9	ゴシック	
397	課税標準額12	15	9	9	ゴシック	
398	被保険者氏名13	56	9	N	明朝	
399	生年月日13	16	9	N	明朝	
400	年税額対象者13	2	9	N	ゴシック	
401	年税額対象者(介護)13	2	9	N	ゴシック	
402	基礎・支援分賦課月13	24	9	N	明朝	
403	基礎・支援分賦課月数13	2	9	9	ゴシック	
404	介護分賦課月13	24	9	N	明朝	
405	介護分賦課月数13	2	9	9	ゴシック	
406	総所得金額等13	15	9	9	ゴシック	
407	課税標準額13	15	9	9	ゴシック	
408	被保険者氏名14	56	9	N	明朝	
409	生年月日14	16	9	N	明朝	
410	年税額対象者14	2	9	N	ゴシック	
411	年税額対象者(介護)14	2	9	N	ゴシック	
412	基礎・支援分賦課月14	24	9	N	明朝	
413	基礎・支援分賦課月数14	2	9	9	ゴシック	
414	介護分賦課月14	24	9	N	明朝	
415	介護分賦課月数14	2	9	9	ゴシック	
416	総所得金額等14	15	9	9	ゴシック	
417	課税標準額14	15	9	9	ゴシック	
418	被保険者氏名15	56	9	N	明朝	
419	生年月日15	16	9	N	明朝	
420	年税額対象者15	2	9	N	ゴシック	
421	年税額対象者(介護)15	2	9	N	ゴシック	
422	基礎・支援分賦課月15	24	9	N	明朝	
423	基礎・支援分賦課月数15	2	9	9	ゴシック	
424	介護分賦課月15	24	9	N	明朝	
425	介護分賦課月数15	2	9	9	ゴシック	
426	総所得金額等15	15	9	9	ゴシック	
427	課税標準額15	15	9	9	ゴシック	
428	発行連番	6	10	9	ゴシック	91
429	異動年月日1	16	9	N	明朝	
430	変更理由1	20	9	N	明朝	
431	異動対象者1	80	9	N	明朝	
432	異動年月日2	16	9	N	明朝	
433	変更理由2	20	9	N	明朝	
434	異動対象者2	80	9	N	明朝	
435	異動年月日3	16	9	N	明朝	
436	変更理由3	20	9	N	明朝	
437	異動対象者3	80	9	N	明朝	
438	異動年月日4	16	9	N	明朝	
439	変更理由4	20	9	N	明朝	
440	異動対象者4	80	9	N	明朝	
441	異動年月日5	16	9	N	明朝	
442	変更理由5	20	9	N	明朝	
443	異動対象者5	80	9	N	明朝	
444	異動年月日6	16	9	N	明朝	
445	変更理由6	20	9	N	明朝	
446	異動対象者6	80	9	N	明朝	
447	異動年月日7	16	9	N	明朝	
448	変更理由7	20	9	N	明朝	
449	異動対象者7	80	9	N	明朝	
450	異動年月日8	16	9	N	明朝	
451	変更理由8	20	9	N	明朝	
452	異動対象者8	80	9	N	明朝	
453	異動年月日9	16	9	N	明朝	
454	変更理由9	20	9	N	明朝	
455	異動対象者9	80	9	N	明朝	
456	異動年月日10	16	9	N	明朝	
457	変更理由10	20	9	N	明朝	
458	異動対象者10	80	9	N	明朝	
459	異動年月日11	16	9	N	明朝	
460	変更理由11	20	9	N	明朝	
461	異動対象者11	80	9	N	明朝	

納通レコード(口座)

項番	項目名称	サイズ (byte)	文字サイズ (point)	属性	フォント	サンプル
462	異動年月日12	16	9	N	明朝	
463	変更理由12	20	9	N	明朝	
464	異動対象者12	80	9	N	明朝	
465	異動年月日13	16	9	N	明朝	
466	変更理由13	20	9	N	明朝	
467	異動対象者13	80	9	N	明朝	
468	異動年月日14	16	9	N	明朝	
469	変更理由14	20	9	N	明朝	
470	異動対象者14	80	9	N	明朝	
471	異動年月日15	16	9	N	明朝	
472	変更理由15	20	9	N	明朝	
473	異動対象者15	80	9	N	明朝	
474	異動年月日16	16	9	N	明朝	
475	変更理由16	20	9	N	明朝	
476	異動対象者16	80	9	N	明朝	
477	異動年月日17	16	9	N	明朝	
478	変更理由17	20	9	N	明朝	
479	異動対象者17	80	9	N	明朝	
480	異動年月日18	16	9	N	明朝	
481	変更理由18	20	9	N	明朝	
482	異動対象者18	80	9	N	明朝	
483	異動年月日19	16	9	N	明朝	
484	変更理由19	20	9	N	明朝	
485	異動対象者19	80	9	N	明朝	
486	異動年月日20	16	9	N	明朝	
487	変更理由20	20	9	N	明朝	
488	異動対象者20	80	9	N	明朝	
489	発行連番	6	10	9	ゴシック	91
490	前納氏名	80	12	N	明朝	*****
491	前納通知書番号	10	12	X	ゴシック	*****
492	前納金融機関名	40	12	N	明朝	*****
493	前納口座種別	12	12	N	明朝	*****
494	口座番号	10	12	X	ゴシック	*****
495	前納名義人	40	12	N	明朝	*****
496	前納口座振替日	16	12	N	ゴシック	*****
497	前納税額	11	12	9	ゴシック	*****
498	前納期別登録用文言	30	9	N	明朝	次ページをご覧ください。
499	発行連番	6	10	9	ゴシック	91
500	期別氏名	80	12	N	明朝	□□ □□
501	期別通知書番号	10	12	X	ゴシック	000001234
502	期別金融機関名	40	12	N	明朝	広島銀行 □□支店
503	期別口座種別	12	12	N	明朝	納税準備預金
504	口座番号	10	12	X	ゴシック	****123
505	期別名義人	40	12	N	明朝	ヒガンヒロシマ タロウ
506	期別口座振替日1	16	12	N	ゴシック	令和 4年 8月 2日
507	期別税額1	11	12	9	ゴシック	5,700
508	期別口座振替日2	16	12	N	ゴシック	令和 4年 8月31日
509	期別税額2	11	12	9	ゴシック	5,100
510	期別口座振替日3	16	12	N	ゴシック	令和 4年 9月30日
511	期別税額3	11	12	9	ゴシック	5,100
512	期別口座振替日4	16	12	N	ゴシック	令和 4年11月 1日
513	期別税額4	11	12	9	ゴシック	5,100
514	期別口座振替日5	16	12	N	ゴシック	令和 4年11月30日
515	期別税額5	11	12	9	ゴシック	5,100
516	期別口座振替日6	16	12	N	ゴシック	令和 4年12月27日
517	期別税額6	11	12	9	ゴシック	5,100
518	期別口座振替日7	16	12	N	ゴシック	令和 5年 1月31日
519	期別税額7	11	12	9	ゴシック	5,100
520	期別口座振替日8	16	12	N	ゴシック	令和 5年 2月28日
521	期別税額8	11	12	9	ゴシック	5,100
522	発行連番	6	10	9	ゴシック	91

1 通知書名



<口座振替者>

納期限に指定された預金口座から自動的に引き落とされます。

<特別徴収者>

4ページの特別徴収税額が、年金支給月に天引きされます。

※なお、4ページ記載の差引納付税額がマイナスの場合には、その金額を返還します。ただし、未納の税等がある場合には、返還予定額から充当しますので、ご了承ください。

コード	8 国保番号	通知書番号	9 通知書番号
-----	--------	-------	---------

2 郵便番号

3 住所1

4 住所2

5 氏名 様

6 宛名様分

7 カスタマーバーコード

15 発行連番

10 あなたの国民健康保険税について次のとおり
(決定・更正) しましたので通知します。

11 令和 年 月 日

12 東広島市長 ○○ ○○ 東広島市長印

前回決定税額	13	円
今回決定税額	14	円

この通知書のお問い合わせ先 東広島市 健康福祉部国保年金課 国保係
TEL:(082)420-0933
FAX:(082)422-0334

この通知書及び同封物において「平成31年度」の記載がある場合は、「令和元年度」に読み替えてください。

国民健康保険被保険者の課税標準額及び賦課状況の内訳

課税標準額 世帯合計	基礎・支援分	274	円
	介護分	275	円
軽減判定所得金額		276	円

被保険者の氏名	生年月日	区分	基準	賦課される月												月数	総所得金額等	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		課税標準額	
277	278	基礎・支援分	279	281											282	ヶ月	285	円
		介護分	280	283												284	ヶ月	286
287	288	基礎・支援分	289	291											292	ヶ月	295	円
		介護分	290	293												294	ヶ月	296
297	298	基礎・支援分	299	301											302	ヶ月	305	円
		介護分	300	303												304	ヶ月	306
307	308	基礎・支援分	309	311											312	ヶ月	315	円
		介護分	310	313												314	ヶ月	316
317	318	基礎・支援分	319	321											322	ヶ月	325	円
		介護分	320	323												324	ヶ月	326
327	328	基礎・支援分	329	331											332	ヶ月	335	円
		介護分	330	333												334	ヶ月	336
337	338	基礎・支援分	339	341											342	ヶ月	345	円
		介護分	340	343												344	ヶ月	346

※ ○、▼印は賦課される月を示します。(▼印は非自発的失業者軽減に該当する月を示します。該当月の課税標準額は、総所得金額等の給与所得に係る金額を 30/100で算出しています。)

※ 今年度7月以降に40歳になる方の介護分は誕生月の翌月(1日生まれの方は当月)に賦課されます。

※ 課税標準額の世帯合計は、基準欄に◎印のある人の所得の合計額です。


被保険者の氏名	生年月日	区分	基準	賦課される月												月数	総所得金額等	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		課税標準額	
347	348	基礎・支援分	349	351											352	ヶ月	355	円
		介護分	350	353											354	ヶ月	356	円
358	359	基礎・支援分	360	362											363	ヶ月	366	円
		介護分	361	364											365	ヶ月	367	円
368	369	基礎・支援分	370	372											373	ヶ月	376	円
		介護分	371	374											375	ヶ月	377	円
378	379	基礎・支援分	380	382											383	ヶ月	386	円
		介護分	381	384											385	ヶ月	387	円
388	389	基礎・支援分	390	392											393	ヶ月	396	円
		介護分	391	394											395	ヶ月	397	円
398	399	基礎・支援分	400	402											403	ヶ月	406	円
		介護分	401	404											405	ヶ月	407	円
408	409	基礎・支援分	410	412											413	ヶ月	416	円
		介護分	411	414											415	ヶ月	417	円
418	419	基礎・支援分	420	422											423	ヶ月	426	円
		介護分	421	424											425	ヶ月	427	円

※ ○、▼印は賦課される月を示します。(▼印は非自発的失業者軽減に該当する月を示します。該当月の課税標準額は、総所得金額等の給与所得に係る金額を 30/100で算出しています。)

※ 今年度7月以降に40歳になる方の介護分は誕生月の翌月(1日生まれの方は当月)に賦課されます。

※ 2ページ記載の課税標準額の世帯合計は、基準欄に◎印のある人の所得の合計額です。

106 タイトル


東 広 島 市

納付年月／普通徴収の納期（普通徴収の納期限）	決定（変更）前（円）		決定（変更）後（円）		納付済額（円）		差引納付税額（円）	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
107 納付年月1 133 普通徴収納期1	159	173	187	201	215	229	243	257
120 納付月1 146 普通徴収納期限1	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額1	差引特別徴収額1
108 納付年月2 134 普通徴収納期2	160	174	188	202	216	230	244	258
121 納付月2 147 普通徴収納期限2	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額2	差引特別徴収額2
109 納付年月3 135 普通徴収納期3	161	175	189	203	217	231	245	259
122 納付月3 148 普通徴収納期限3	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額3	差引特別徴収額3
110 納付年月4 136 普通徴収納期4	162	176	190	204	218	232	246	260
123 納付月4 149 普通徴収納期限4	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額4	差引特別徴収額4
111 納付年月5 137 普通徴収納期5	163	177	191	205	219	233	247	261
124 納付月5 150 普通徴収納期限5	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額5	差引特別徴収額5
112 納付年月6 138 普通徴収納期6	164	178	192	206	220	234	248	262
125 納付月6 151 普通徴収納期限6	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額6	差引特別徴収額6
113 納付年月7 139 普通徴収納期7	165	179	193	46 207	221	235	249	263
126 納付月7 152 普通徴収納期限7	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額7	差引特別徴収額7
114 納付年月8 140 普通徴収納期8	166	180	194	208	222	236	250	264
127 納付月8 153 普通徴収納期限8	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額8	差引特別徴収額8
115 納付年月9 141 普通徴収納期9	167	181	195	209	223	237	251	265
128 納付月9 154 普通徴収納期限9	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額9	差引特別徴収額9
116 納付年月10 142 普通徴収納期10	168	182	196	210	224	238	252	266
129 納付月10 155 普通徴収納期限10	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額10	差引特別徴収額10
117 納付年月11 143 普通徴収納期11	169	183	197	211	225	239	253	267
130 納付月11 156 普通徴収納期限11	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額11	差引特別徴収額11
118 納付年月12 144 普通徴収納期12	170	184	198	212	226	240	254	268
131 納付月12 157 普通徴収納期限12	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額12	差引特別徴収額12
119 納付年月13 145 普通徴収納期13	171	185	199	213	227	241	255	269
132 納付月13 158 普通徴収納期限13	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額13	差引特別徴収額13
合 計	172 更正前普通徴	186 更正前特別徴	200 更正後普通徴	214 更正後特別徴	228 納付済普通徴	242 納付済特別徴	256 差引普通徴収	270 差引特別徴収

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。 ※特別徴収は右記の年金から天引きされます。

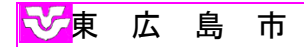
※納付済額・差引納付税額は、この通知書の作成日時点を把握できたものが記載されています。

行き違いとなった場合は、ご了承ください。

特別徴収義務者	271 特別徴収義務者
特別徴収対象年金	272 特別徴収対象年金

273 発行連番

国民健康保険税 賦課明細書



区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦	
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦			
							単身			
(決 更) 前定	基礎分	16	17%	18	19	20	21	56	22	23
	後期高齢者支援金等分	29	30%	31	32	33	34		35	36
	介護納付金分	42	43%	44	45	46	47		48	49
(決 更) 後定	基礎分	57	58%	59	60	61	62	97	63	64
	後期高齢者支援金等分	70	71%	72	73	74	75		76	77
	介護納付金分	83	84%	85	86	87	88		89	90

区分	軽減	軽減額 ⑧	限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険税額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)	
(決 更) 前定	基礎分	55	24	25	26	27	28
	後期高齢者支援金等分		37	38	39	40	41
	介護納付金分		50	51	52	53	54
(決 更) 後定	基礎分	96	65	66	67	68	69
	後期高齢者支援金等分		78	79	80	81	82
	介護納付金分		91	92	93	94	95

決定(変更)前合計額
98
決定(変更)後合計額
99
前年度までに通知した税額
100
今年度納付税額
101

※課税標準額の内訳等については、2・3ページをご覧ください。

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

※平等割額⑦欄中の「単身」は後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が軽減される割合(半額または4分の1)を記載しています。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合および未就学児童に係る均等割額の軽減を記載しています。

※介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※課税限度額は下記の金額です。

基礎分	102	円
後期高齢者支援金等分	103	円
介護納付金分	104	円

105 発行連番

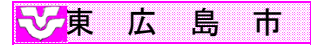
(R4)○納通様式(口座・特徴)



変更理由等

429 異動年月日1	430 変更理由1	431 異動対象者1
432 異動年月日2	433 変更理由2	434 異動対象者2
435 異動年月日3	436 変更理由3	437 異動対象者3
438 異動年月日4	439 変更理由4	440 異動対象者4
441 異動年月日5	442 変更理由5	443 異動対象者5
444 異動年月日6	445 変更理由6	446 異動対象者6
447 異動年月日7	448 変更理由7	449 異動対象者7
450 異動年月日8	451 変更理由8	452 異動対象者8
453 異動年月日9	454 変更理由9	455 異動対象者9
456 異動年月日10	457 変更理由10	458 異動対象者10
459 異動年月日11	460 変更理由11	461 異動対象者11
462 異動年月日12	463 変更理由12	464 異動対象者12
465 異動年月日13	466 変更理由13	467 異動対象者13
468 異動年月日14	469 変更理由14	470 異動対象者14
471 異動年月日15	472 変更理由15	473 異動対象者15
474 異動年月日16	475 変更理由16	476 異動対象者16
477 異動年月日17	478 変更理由17	479 異動対象者17
480 異動年月日18	481 変更理由18	482 異動対象者18
483 異動年月日19	484 変更理由19	485 異動対象者19
486 異動年月日20	487 変更理由20	488 異動対象者20

口座振替納税通知書（全期前納口座振替者用）



※口座振替でない場合は***と表示されます。

氏名		様	通知書番号	
	490			491

●振替口座

金融機関名			
	492		
口座種別		口座番号	
	493		494
名義人			
	495		

●口座振替日及び税額

	納 期	全 期
口座振替日		
	496	
税 額		
	497	
		円

498

- ※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。
 - ※ 個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示にしています。
 - ※ この通知書の作成日以降に到来する納期にかかるもののみで表示しています。
 - ※ 口座振替についてのお問い合わせは、東広島市財務部収納課までご連絡ください
- 電話 (082) 420-0912 (収納課直通)
F A X (082)-423-4968

口座振替納税通知書（期別口座振替者用）



※口座振替でない方は***と表示されます。

氏名	500	様	通知書番号	501
----	-----	---	-------	-----

●振替口座

金融機関名	502		
口座種別	503	口座番号	504
名義人	505		

●口座振替日及び税額

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
口座振替日	506	508	510	512
税 額	507 円	509 円	511 円	513 円

納期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
口座振替日	514	516	518	520
税 額	515 円	517 円	519 円	521 円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

※ この通知書の作成日以降に到来する納期にかかるもののみで表示しています。

※ 口座振替についてのお問い合わせは、東広島市財務部収納課までご連絡ください。

※ 個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示にしています。

電話(082)420-0912(収納課直通)

FAX(082)-423-4968

522 発行連番

1 通知書名



<口座振替者>

納期限に指定された預金口座から自動的に引き落とされます。

<特別徴収者>

4ページの特別徴収税額が、年金支給月に天引きされます。

※なお、4ページ記載の差引納付税額がマイナスの場合には、その金額を返還します。ただし、未納の税等がある場合には、返還予定額から充当しますので、ご了承ください。

コード	8 国保番号	通知書番号	9 通知書番号
-----	--------	-------	---------

2 郵便番号

3 住所1

4 住所2

5 氏名 様

6 宛名様分

7 カスタマーバーコード

15 発行連番

10 あなたの国民健康保険税について次のとおり
(決定・更正) しましたので通知します。

11 令和 年 月 日

12 東広島市長 ○○ ○○



前回決定税額	13	円
今回決定税額	14	円

この通知書のお問い合わせ先 東広島市 健康福祉部国保年金課 国保係

TEL:(082)420-0933

FAX:(082)422-0334

この通知書及び同封物において「平成31年度」の記載がある場合は、「令和元年度」に読み替えてください。

国民健康保険被保険者の課税標準額及び賦課状況の内訳

課税標準額 世帯合計	基礎・支援分	274	円
	介護分	275	円
軽減判定所得金額		276	円

被保険者の氏名	生年月日	区分	基準	賦課される月												月数	総所得金額等	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		課税標準額	
277	278	基礎・支援分	279	281											282	ヶ月	285	円
		介護分	280	283											284	ヶ月	286	円
287	288	基礎・支援分	289	291											292	ヶ月	295	円
		介護分	290	293											294	ヶ月	296	円
297	298	基礎・支援分	299	301											302	ヶ月	305	円
		介護分	300	303											304	ヶ月	306	円
307	308	基礎・支援分	309	311											312	ヶ月	315	円
		介護分	310	313											314	ヶ月	316	円
317	318	基礎・支援分	319	321											322	ヶ月	325	円
		介護分	320	323											324	ヶ月	326	円
327	328	基礎・支援分	329	331											332	ヶ月	335	円
		介護分	330	333											334	ヶ月	336	円
337	338	基礎・支援分	339	341											342	ヶ月	345	円
		介護分	340	343											344	ヶ月	346	円

※ ○、▼印は賦課される月を示します。(▼印は非自発的失業者軽減に該当する月を示します。該当月の課税標準額は、総所得金額等の給与所得に係る金額を 30/100で算出しています。)

※ 今年度7月以降に40歳になる方の介護分は誕生月の翌月(1日生まれの方は当月)に賦課されます。

※ 課税標準額の世帯合計は、基準欄に◎印のある人の所得の合計額です。


被保険者の氏名	生年月日	区分	基準	賦課される月												月数	総所得金額等	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		課税標準額	
347	348	基礎・支援分	349	351											352	ヶ月	355	円
		介護分	350	353											354	ヶ月	356	円
358	359	基礎・支援分	360	362											363	ヶ月	366	円
		介護分	361	364											365	ヶ月	367	円
368	369	基礎・支援分	370	372											373	ヶ月	376	円
		介護分	371	374											375	ヶ月	377	円
378	379	基礎・支援分	380	382											383	ヶ月	386	円
		介護分	381	384											385	ヶ月	387	円
388	389	基礎・支援分	390	392											393	ヶ月	396	円
		介護分	391	394											395	ヶ月	397	円
398	399	基礎・支援分	400	402											403	ヶ月	406	円
		介護分	401	404											405	ヶ月	407	円
408	409	基礎・支援分	410	412											413	ヶ月	416	円
		介護分	411	414											415	ヶ月	417	円
418	419	基礎・支援分	420	422											423	ヶ月	426	円
		介護分	421	424											425	ヶ月	427	円

※ ○、▼印は賦課される月を示します。(▼印は非自発的失業者軽減に該当する月を示します。該当月の課税標準額は、総所得金額等の給与所得に係る金額を 30/100で算出しています。)

※ 今年度7月以降に40歳になる方の介護分は誕生月の翌月(1日生まれの方は当月)に賦課されます。

※ 2ページ記載の課税標準額の世帯合計は、基準欄に◎印のある人の所得の合計額です。

106 タイトル

 東 広 島 市

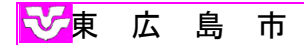
納付年月／普通徴収の納期（普通徴収の納期限）	決定（変更）前（円）		決定（変更）後（円）		納付済額（円）		差引納付税額（円）	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
107 納付年月1 133 普通徴収納期1	159	173	187	201	215	229	243	257
120 納付月1 146 普通徴収納期限1	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額1	差引特別徴収額1
108 納付年月2 134 普通徴収納期2	160	174	188	202	216	230	244	258
121 納付月2 147 普通徴収納期限2	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額2	差引特別徴収額2
109 納付年月3 135 普通徴収納期3	161	175	189	203	217	231	245	259
122 納付月3 148 普通徴収納期限3	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額3	差引特別徴収額3
110 納付年月4 136 普通徴収納期4	162	176	190	204	218	232	246	260
123 納付月4 149 普通徴収納期限4	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額4	差引特別徴収額4
111 納付年月5 137 普通徴収納期5	163	177	191	205	219	233	247	261
124 納付月5 150 普通徴収納期限5	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額5	差引特別徴収額5
112 納付年月6 138 普通徴収納期6	164	178	192	206	220	234	248	262
125 納付月6 151 普通徴収納期限6	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額6	差引特別徴収額6
113 納付年月7 139 普通徴収納期7	165	179	193	46 207	221	235	249	263
126 納付月7 152 普通徴収納期限7	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額7	差引特別徴収額7
114 納付年月8 140 普通徴収納期8	166	180	194	208	222	236	250	264
127 納付月8 153 普通徴収納期限8	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額8	差引特別徴収額8
115 納付年月9 141 普通徴収納期9	167	181	195	209	223	237	251	265
128 納付月9 154 普通徴収納期限9	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額9	差引特別徴収額9
116 納付年月10 142 普通徴収納期10	168	182	196	210	224	238	252	266
129 納付月10 155 普通徴収納期限10	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額10	差引特別徴収額10
117 納付年月11 143 普通徴収納期11	169	183	197	211	225	239	253	267
130 納付月11 156 普通徴収納期限11	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額11	差引特別徴収額11
118 納付年月12 144 普通徴収納期12	170	184	198	212	226	240	254	268
131 納付月12 157 普通徴収納期限12	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額12	差引特別徴収額12
119 納付年月13 145 普通徴収納期13	171	185	199	213	227	241	255	269
132 納付月13 158 普通徴収納期限13	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額13	差引特別徴収額13
合 計	172 更正前普通徴	186 更正前特別徴	200 更正後普通徴	214 更正後特別徴	228 納付済普通徴	242 納付済特別徴	256 差引普通徴収	270 差引特別徴収

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。 ※特別徴収は右記の年金から天引きされます。
 ※納付済額・差引納付税額は、この通知書の作成日時点を把握できたものが記載されています。
 行き違いとなった場合は、ご了承ください。

特別徴収義務者	271 特別徴収義務者
特別徴収対象年金	272 特別徴収対象年金

273 発行連番

国民健康保険税 賦課明細書



区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦	
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦			
							単身			
(決 変 更) 前 定	基礎分	16	17%	18	19	20	21	56	22	23
	後期高齢者支援金等分	29	30%	31	32	33	34		35	36
	介護納付金分	42	43%	44	45	46	47		48	49
(決 変 更) 後 定	基礎分	57	58%	59	60	61	62	97	63	64
	後期高齢者支援金等分	70	71%	72	73	74	75		76	77
	介護納付金分	83	84%	85	86	87	88		89	90

区分	軽減	軽減額	限度超過額	月割増減額	減免額	年間保険税額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)	
		⑧	⑨	⑩	⑪		
(決 変 更) 前 定	基礎分	55	24	25	26	27	28
	後期高齢者支援金等分		37	38	39	40	41
	介護納付金分		50	51	52	53	54
(決 変 更) 後 定	基礎分	96	65	66	67	68	69
	後期高齢者支援金等分		78	79	80	81	82
	介護納付金分		91	92	93	94	95

決定(変更)前合計額	98	円
決定(変更)後合計額	99	円
前年度までに通知した税額	100	円
今年度納付税額	101	円

※課税標準額の内訳等については、2・3ページをご覧ください。

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

※平等割額⑦欄中の「単身」は後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が軽減される割合(半額または4分の1)を記載しています。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合および未就学児童に係る均等割額の軽減を記載しています。

※介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※課税限度額は下記の金額です。

基礎分	102	円
後期高齢者支援金等分	103	円
介護納付金分	104	円

105 発行連番

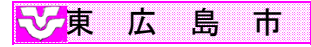
(R4)○納通様式(口座・特徴)



変更理由等

429 異動年月日1	430 変更理由1	431 異動対象者1
432 異動年月日2	433 変更理由2	434 異動対象者2
435 異動年月日3	436 変更理由3	437 異動対象者3
438 異動年月日4	439 変更理由4	440 異動対象者4
441 異動年月日5	442 変更理由5	443 異動対象者5
444 異動年月日6	445 変更理由6	446 異動対象者6
447 異動年月日7	448 変更理由7	449 異動対象者7
450 異動年月日8	451 変更理由8	452 異動対象者8
453 異動年月日9	454 変更理由9	455 異動対象者9
456 異動年月日10	457 変更理由10	458 異動対象者10
459 異動年月日11	460 変更理由11	461 異動対象者11
462 異動年月日12	463 変更理由12	464 異動対象者12
465 異動年月日13	466 変更理由13	467 異動対象者13
468 異動年月日14	469 変更理由14	470 異動対象者14
471 異動年月日15	472 変更理由15	473 異動対象者15
474 異動年月日16	475 変更理由16	476 異動対象者16
477 異動年月日17	478 変更理由17	479 異動対象者17
480 異動年月日18	481 変更理由18	482 異動対象者18
483 異動年月日19	484 変更理由19	485 異動対象者19
486 異動年月日20	487 変更理由20	488 異動対象者20

口座振替納税通知書（全期前納口座振替者用）



※口座振替でない場合は***と表示されます。

氏名		様	通知書番号	
	490			491

●振替口座

金融機関名			
	492		
口座種別	493	口座番号	494
名義人			
	495		

●口座振替日及び税額

	納期	全期
	口座振替日	
	496	
	税額	
	497	
		円

498

- ※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。
 - ※ 個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示にしています。
 - ※ この通知書の作成日以降に到来する納期にかかるもののみで表示しています。
 - ※ 口座振替についてのお問い合わせは、東広島市財務部収納課までご連絡ください
- 電話 (082) 420-0912 (収納課直通)
F A X (082)-423-4968

口座振替納税通知書（期別口座振替者用）



※口座振替でない方は***と表示されます。

氏名	500	様	通知書番号	501
----	-----	---	-------	-----

●振替口座

金融機関名	502		
口座種別	503	口座番号	504
名義人	505		

●口座振替日及び税額

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
口座振替日	506	508	510	512
税 額	507 円	509 円	511 円	513 円

納期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
口座振替日	514	516	518	520
税 額	515 円	517 円	519 円	521 円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

※ この通知書の作成日以降に到来する納期にかかるもののみで表示しています。

※ 口座振替についてのお問い合わせは、東広島市財務部収納課までご連絡ください。

※ 個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示にしています。

電話(082)420-0912(収納課直通)

FAX(082)-423-4968

522 発行連番

1 通知書名



- ※ 次の税額をそれぞれの納期限までに納付してください。
なお、4ページに記載の差引納付税額がマイナスの場合には、その金額を還付します。ただし、未納の税等がある場合には、返還予定税額から充当しますので、ご了承ください。
- ※ 同封の納付書は、各金融機関およびコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでご使用いただけます。
詳しい納付場所は、7ページをご覧ください。

コード	8 国保番号	通知書番号	9 通知書番号
-----	--------	-------	---------

2 郵便番号

3 住所1

4 住所2

5 氏名 様

6 宛名様分

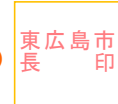
7 カスタマーバーコード

15 発行連番

10 あなたの国民健康保険税について次のとおり
(決定・変更)しましたので通知します。

11 令和 年 月 日

12 東広島市長 ○○ ○○



前回決定税額	13	円
今回決定税額	14	円

この通知書のお問い合わせ先 東広島市 健康福祉部国保年金課 国保係
 TEL:(082)420-0933
 FAX:(082)422-0334

この通知書及び同封物において「平成31年度」の記載
 がある場合は、「令和元年度」に読み替えてください。

国民健康保険被保険者の課税標準額及び賦課状況の内訳

課税標準額 世帯合計	基礎・支援分	274	円
	介護分	275	円
軽減判定所得金額		276	円

被保険者の氏名	生年月日	区分	基準	賦課される月												月数	総所得金額等	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		課税標準額	
277	278	基礎・支援分	279	281											282	ヶ月	285	円
			280	283												284	ヶ月	286
287	288	基礎・支援分	289	291											292	ヶ月	295	円
			290	293												294	ヶ月	296
297	298	基礎・支援分	299	301											302	ヶ月	305	円
			300	303												304	ヶ月	306
307	308	基礎・支援分	309	311											312	ヶ月	315	円
			310	313												314	ヶ月	316
317	318	基礎・支援分	319	321											322	ヶ月	325	円
			320	323												324	ヶ月	326
327	328	基礎・支援分	329	331											332	ヶ月	335	円
			330	333												334	ヶ月	336
337	338	基礎・支援分	339	341											342	ヶ月	345	円
			340	343												344	ヶ月	346

※ ○、▼印は賦課される月を示します。(▼印は非自発的失業者軽減に該当する月を示します。該当月の課税標準額は、総所得金額等の給与所得に係る金額を30/100で算出しています。)

※ 今年度7月以降に40歳になる方の介護分は誕生月の翌月(1日生まれの方は当月)に賦課されます。

※ 課税標準額の世帯合計は、基準欄に◎印のある人の所得の合計額です。

被保険者の氏名	生年月日	区分	基準	賦課される月									月数	総所得金額等		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3
347	348	基礎・支援分	349	351									352	ヶ月	355	円
		介護分	350	353										354	ヶ月	356
358	359	基礎・支援分	360	362									363	ヶ月	366	円
		介護分	361	364										365	ヶ月	367
368	369	基礎・支援分	370	372									373	ヶ月	376	円
		介護分	371	374										375	ヶ月	377
378	379	基礎・支援分	380	382									383	ヶ月	386	円
		介護分	381	384										385	ヶ月	387
388	389	基礎・支援分	390	392									393	ヶ月	396	円
		介護分	391	394										395	ヶ月	397
398	399	基礎・支援分	400	402									403	ヶ月	406	円
		介護分	401	404										405	ヶ月	407
408	409	基礎・支援分	410	412									413	ヶ月	416	円
		介護分	411	414										415	ヶ月	417
418	419	基礎・支援分	420	422									423	ヶ月	426	円
		介護分	421	424										425	ヶ月	427

※ ○、▼印は賦課される月を示します。(▼印は非自発的の失業者軽減に該当する月を示します。該当月の課税標準額は、総所得金額等の給与所得に係る金額を30/100で算出しています。)

※ 今年度7月以降に40歳になる方の介護分は誕生月の翌月(1日生まれの方は当月)に賦課されます。

※ 2ページ記載の課税標準額の世帯合計は、基準欄に◎印のある人の所得の合計額です。

106 タイトル



納付年月／普通徴収の納期（普通徴収の納期限）	決定（変更）前（円）		決定（変更）後（円）		納付済額（円）		差引納付税額（円）	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
107 納付年月1 133 普通徴収納期1	159	173	187	201	215	229	243	257
120 納付月1 146 普通徴収納期限1	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額1	差引特別徴収額1
108 納付年月2 134 普通徴収納期2	160	174	188	202	216	230	244	258
121 納付月2 147 普通徴収納期限2	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額2	差引特別徴収額2
109 納付年月3 135 普通徴収納期3	161	175	189	203	217	231	245	259
122 納付月3 148 普通徴収納期限3	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額3	差引特別徴収額3
110 納付年月4 136 普通徴収納期4	162	176	190	204	218	232	246	260
123 納付月4 149 普通徴収納期限4	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額4	差引特別徴収額4
111 納付年月5 137 普通徴収納期5	163	177	191	205	219	233	247	261
124 納付月5 150 普通徴収納期限5	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額5	差引特別徴収額5
112 納付年月6 138 普通徴収納期6	164	178	192	206	220	234	248	262
125 納付月6 151 普通徴収納期限6	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額6	差引特別徴収額6
113 納付年月7 139 普通徴収納期7	165	179	193	207	221	235	249	263
126 納付月7 152 普通徴収納期限7	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額7	差引特別徴収額7
114 納付年月8 140 普通徴収納期8	166	180	194	208	222	236	250	264
127 納付月8 153 普通徴収納期限8	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額8	差引特別徴収額8
115 納付年月9 141 普通徴収納期9	167	181	195	209	223	237	251	265
128 納付月9 154 普通徴収納期限9	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額9	差引特別徴収額9
116 納付年月10 142 普通徴収納期10	168	182	196	210	224	238	252	266
129 納付月10 155 普通徴収納期限10	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額10	差引特別徴収額10
117 納付年月11 143 普通徴収納期11	169	183	197	211	225	239	253	267
130 納付月11 156 普通徴収納期限11	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額11	差引特別徴収額11
118 納付年月12 144 普通徴収納期12	170	184	198	212	226	240	254	268
131 納付月12 157 普通徴収納期限12	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額12	差引特別徴収額12
119 納付年月13 145 普通徴収納期13	171	185	199	213	227	241	255	269
132 納付月13 158 普通徴収納期限13	更正前普通徴収額	更正前特別徴収額	更正後普通徴収額	更正後特別徴収額	納付済普通徴収額	納付済特別徴収額	差引普通徴収額13	差引特別徴収額13
合 計	172 更正前普通徴	186 更正前特別徴	200 更正後普通徴	214 更正後特別徴	228 納付済普通徴	242 納付済特別徴	256 差引普通徴収	270 差引特別徴収

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。 ※特別徴収は右記の年金から天引きされます。
 ※納付済額・差引納付税額は、この通知書の作成日時時点で把握できたものが記載されています。
 行き違いとなった場合は、ご了承ください。

特別徴収義務者	271 特別徴収義務者
特別徴収対象年金	272 特別徴収対象年金

273 発行連番

国民健康保険税賦課明細書



区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦	
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦			
							単身			
(変更)前定	基礎分	16 円	17 %	18 円	19 円	20 人	21 円	56 円	22 円	23 円
	後期高齢者支援金等分	29 円	30 %	31 円	32 円	33 人	34 円		35 円	36 円
	介護納付金分	42 円	43 %	44 円	45 円	46 人	47 円		48 円	49 円
決定	基礎分	57 円	58 %	59 円	60 円	61 人	62 円	97 円	63 円	64 円
	後期高齢者支援金等分	70 円	71 %	72 円	73 円	74 人	75 円		76 円	77 円
	介護納付金分	83 円	84 %	85 円	86 円	87 人	88 円		89 円	90 円

区分	軽減	軽減額	限度超過額	月割増減額	減免額	年間保険税額	決定(変更)前合計額	
		⑧	⑨	⑩	⑪	(A-⑧-⑨+⑩-⑪)		
(変更)前定	基礎分	55	24 円	25 円	26 円	27 円	28 円	98 円
	後期高齢者支援金等分		37 円	38 円	39 円	40 円	41 円	
	介護納付金分		50 円	51 円	52 円	53 円	54 円	
決定	基礎分	96	65 円	66 円	67 円	68 円	69 円	100 円
	後期高齢者支援金等分		78 円	79 円	80 円	81 円	82 円	
	介護納付金分		91 円	92 円	93 円	94 円	95 円	
							前年度までに通知した税額	100 円
							今年度納付税額	101 円

※課税標準額の内訳等については、2・3ページをご覧ください。

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

※平等割額⑦欄中の「単身」は後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が軽減される割合(半額または4分の1)を記載しています。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合および未就学児童に係る均等割額の軽減を記載しています。

※介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※課税限度額は下記の金額です。

基礎分	102 円
後期高齢者支援金等分	103 円
介護納付金分	104 円

105 発行連番

変更理由等

429 異動年月日1	430 変更理由1	431 異動対象者1
432 異動年月日2	433 変更理由2	434 異動対象者2
435 異動年月日3	436 変更理由3	437 異動対象者3
438 異動年月日4	439 変更理由4	440 異動対象者4
441 異動年月日5	442 変更理由5	443 異動対象者5
444 異動年月日6	445 変更理由6	446 異動対象者6
447 異動年月日7	448 変更理由7	449 異動対象者7
450 異動年月日8	451 変更理由8	452 異動対象者8
453 異動年月日9	454 変更理由9	455 異動対象者9
456 異動年月日10	457 変更理由10	458 異動対象者10
459 異動年月日11	460 変更理由11	461 異動対象者11
462 異動年月日12	463 変更理由12	464 異動対象者12
465 異動年月日13	466 変更理由13	467 異動対象者13
468 異動年月日14	469 変更理由14	470 異動対象者14
471 異動年月日15	472 変更理由15	473 異動対象者15
474 異動年月日16	475 変更理由16	476 異動対象者16
477 異動年月日17	478 変更理由17	479 異動対象者17
480 異動年月日18	481 変更理由18	482 異動対象者18
483 異動年月日19	484 変更理由19	485 異動対象者19
486 異動年月日20	487 変更理由20	488 異動対象者20

納付場所

国民健康保険税は、次の金融機関の本店、支店、出張所またはコンビニエンスストア・スマートフォンアプリで納付してください。

○金融機関

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
広島中央農業協同組合
芸南農業協同組合
山口銀行
しまなみ信用金庫
中国労働金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
広島県信用漁協共同組合連合会
ゆうちょ銀行、郵便局（中国5県内に限る）

○コンビニエンスストア

MMK設置店	くらしハウス
スリーエイト	生活彩家
セイコーマート	セブン-イレブン
タイエー	デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア	ハセガワストア
ハナマスクラブ	ファミリーマート
ポプラ	ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ	ヤマザキデイリーストア
ローソン	ローソンストア100

○スマートフォンアプリ（アプリのインストールが必要です。）

PayB（ペイビー）

PayPay（ペイペイ）

広島県東広島市 領収済通知書 ㊤

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

				合計金額	496	円
収納機関号	491	納付番号	492	納付区分	493	494
課税年度	502	相当年度	503	税目	504	505
				告知番号		497
				納付区分		495

納付番号	33	498
		500

納付者住所(氏名)	509	領収日付印
コンビニ収納用	510 511	512
<small>(ご注意)</small> バーコードが無いものや金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。 429K KH226		
本税	506 円	延滞金
取りまとめ金融機関	〒739-8603 広島銀行西条支店	507 円
取りまとめ店	〒730-8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター	督促手数料
		508 円
		収納代行
		地銀ネットワークサービス

(市/コンビニ本部控)

納付書 ㊤

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

賦課年度	515	相当年度	516
税目等	514	517	
通知書番号	518		
納期限	519		
本税		520 円	
延滞金		521 円	
督促手数料		522 円	
合計金額		513 円	

納付者住所・氏名	523
広島県東広島市	領収日付印
市町村コード 342122	
収納機関連絡先	
082-420-0912	

524
(金融機関・コンビニ店補控)

領収証 ㊤

加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043
納付者住所・氏名

525	
527	528
529	530
526	
531	
532 円	
533 円	
534 円	
535 円	

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

上記の金額を領収しました。

領収日付印
536
収入印紙不要 (お客様控)

499

切り取らないで金融機関・郵便局・コンビニにお出しください。

広島県東広島市 領収済通知書 ㊦

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

合計金額 588 円

引当納付機 号	583	納付 番号	584	納付 区号	586	納付 区号	585	納付 区号	587
594	595	593	596	597	589				
									587

納付ID 33

590

592

納付者 住所・氏名	601	領収日付印			
コンビニ 収納用	602 603	604			
<small>(ご注意) バーコードが無い ものや金額訂正し たものはコンビニ エンストアでは 納付できません。</small> 429KH226					
本税	598 円	延滞金	599 円	督促手数料	600 円
取りまとめ金融機関	〒739-8603 広島銀行西条支店	収納代行	地銀ネットワークサービス		
取りまとめ店	〒730-8794 中うち2銀行広島貯金事務センター				

(市/コンビニ本部控)

納付書 ㊦

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

賦課年度	607	相当年度	608
税目等	606	609	
通知書番号	610		
納期限	611		
本税		612 円	
延滞金		613 円	
督促手数料		614 円	
合計金額		605 円	

納付者住所・氏名	615
広島県東広島市	領収日付印
市町村コード 342122	
収納機関連絡先	
082-420-0912	

616

(金融機関・コンビニ店舗控)

領収証 ㊦

加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043
納付者住所・氏名

617

賦課年度	619	相当年度	620
税目等	621	622	
通知書番号	618		
納期限	623		
本税	624 円		
延滞金	625 円		
督促手数料	626 円		
合計金額	627 円		

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。
上記の金額を領収しました。

領収日付印	628
-------	-----

収入印紙不要 (お客様控)

591 切り取り線は大切に保管し、郵便局・郵便局・コンビニにお出しください。

広島県東広島市 領収済通知書 ㊦

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

収納機号		537	納付番号		538	合計金額		542 円
収納機号	548	549	547	550	551	543	541	
納付番号	539		納付区分		540			

納付者 自民-式3	544
	546

納付者 自民-式3	555	領収日付印			
コンビニ収納用	556 557	558			
本税	552 円	延滞金	553 円	督促手数料	554 円
取りまとめ金融機関	〒739-8603 広島銀行西条支店	収納代行	地銀ネットワークサービス		
取りまとめ店	〒730-8794 中うちま銀行広島野全事務センター				

(市/コンビニ本部控)

納付書 ㊦

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

賦課年度	561	相当年度	562
税目等	560	563	
通知書番号	564		
納期限	565		
本税	566 円		
延滞金	567 円		
督促手数料	568 円		
合計金額	559 円		

545

切り取らないで金融機関・郵便局・コンビニにお出しください。

納付者住所・氏名	569
広島県東広島市	領収日付印
市町村コード 342122	
収納機関連絡先	570
082-420-0912	

(金融機関・コンビニ店舗控)

領収証 ㊦

加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043
納付者住所・氏名

571			
賦課年度	573	相当年度	574
税目等	575	576	
通知書番号	572		
納期限	577		
本税	578 円		
延滞金	579 円		
督促手数料	580 円		
合計金額	581 円		

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。
上記の金額を領収しました。
領収日付印

582

収入印紙不要 (お客様控)

この領収証は大切に保管してください。

広島県東広島市 領収済通知書 ㊦

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

				合計金額	634	円
収納機関番号	629	納付番号	630	納付区分	631	632
640	641	639	642	643	635	633

納付ID 33

636

638

納付者 住所・氏名	647	領収日付印	
コンビニ収納用	648 649	(ご注意) バーコードが無い ものや金額訂正し たものはコンビニ エンストアでは 納付できません。	650
	429KH226		
本税	644円	延滞金	645円
督促手数料	646円		
取りまとめ金融機関	〒739-8603 広島銀行西条支店	収納代行	
取りまとめ店	〒730-8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター	地銀ネットワークサービス	

(市/コンビニ本部控)

納付書 ㊦

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

賦課年度	653	相当年度	654
税目等	652	655	
通知書番号	656		
納期限	657		
本税	658円		
延滞金	659円		
督促手数料	660円		
合計金額	651円		

納付者住所・氏名
661

広島県東広島市	領収日付印
市町村コード 342122	
収納機関連絡先 082-420-0912	662

(金融機関・コンビニ店舗控)

領収証 ㊦

加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043
納付者住所・氏名

663

賦課年度	665	相当年度	666
税目等	667	668	
通知書番号	664		
納期限	669		
本税	670円		
延滞金	671円		
督促手数料	672円		
合計金額	673円		

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。
上記の金額を領収しました。

領収日付印
674

収入印紙不要 (お客様控)

637

切り取らないで金融機関・郵便局・コンビニにてお出しください。

この領収証は大切に保管してください。

広島県東広島市 領収済通知書 ㊦

市町村コード 342122
 加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043

引当納付機号	675	納付機号	676	納付区号	678	合計金額	680
納付機号	686	納付機号	687	納付機号	688	納付機号	689
納付機号	685	納付機号	688	納付機号	689	納付機号	681
納付機号	687	納付機号	688	納付機号	689	納付機号	679

納付機号 33

682

684

納付者住所・氏名	693	領収日付印
コンビニ収納用	694 695	(ご注意) バーコードが無い ものや金額訂正し たものはコンビニ エンストアでは 納付できません。
本税	690 円	延滞金
延滞金	691 円	督促手数料
督促手数料	692 円	429KH226
取りまとめ金融機関	〒739-8603 広島銀行西条支店	収納代行
取りまとめ店	〒730-8794 中うち2銀行広島野全事務センター	地銀ネットワークサービス

(市/コンビニ本部控)

納付書 ㊦

市町村コード 342122
 加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043

賦課年度	699	相当年度	700
税目等	698	701	
通知書番号	702		
納期限	703		
本税	704 円		
延滞金	705 円		
督促手数料	706 円		
合計金額	697 円		

683

切り取りをしないで金融機関・郵便局・コンビニにお持ちください。

納付者住所・氏名	707	領収日付印
広島県東広島市		
市町村コード	342122	
収納機関連絡先	082-420-0912	
708		

(金融機関・コンビニ店舗控)

領収証 ㊦

加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043
 納付者住所・氏名

709			
賦課年度	711	相当年度	712
税目等	713	714	
通知書番号	710		
納期限	715		
本税	716 円		
延滞金	717 円		
督促手数料	718 円		
合計金額	719 円		

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。
 上記の金額を領収しました。

領収日付印
720

収入印紙不要 (お客様控)

この領収証は大切に保管してください。

広島県東広島市 領収済通知書 ㊦

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

収納機関 番号	721	納付 番号	722	合計 金額	726
732	733	731	734	735	727
					725

33 728
730

納付者 住所・氏名	739	領収日付印
コンビニ 収納用	740 741	742
本税	736	延滞金
737	738	督促手数料
取りまとめ金融機関	〒739-8603 広島銀行西条支店	収納代行
取りまとめ店	〒730-8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター	地銀ネットワークサービス

(市/コンビニ本部控)

納付書 ㊦

市町村コード 342122
加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043

試課年度	745	相当年度	746
税目等	744	747	
通知書番号	748		
納期限	749		
本税	750	円	
延滞金	751	円	
督促手数料	752	円	
合計金額	743	円	

729

切り取らないで金融機関・郵便局・コンビニにお出しください。

納付者住所・氏名	753	領収日付印
広島県東広島市	754	
市町村コード 342122		
収納機関連絡先	082-420-9912	

(金融機関・コンビニ店舗控)

領収証 ㊦

加入者名 東広島市会計管理者
口座番号 01300-3-960043
納付者住所・氏名

755	757	758
759	760	
756		
761		
762	円	
763	円	
764	円	
765	円	

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。
上記の金額を領収しました。

領収日付印	766
-------	-----

収入印紙不要 (お客様控)

この領収証は大切に保管してください。

広島県東広島市 領収済通知書 ㊦

市町村コード 342122
 加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043

合計金額		772		円
引当納付機 番号	767	納付 番号	768	
778	779	777	780	781
			773	
			771	

領収
ID 33

774

776

納付者 住所・氏名	785	領収日付印			
コンビニ 収納用	786 787	788			
(ご注意) バーコードが無い ものや金額訂正し たものはコンビニ エンスタアでは 納付できません。 429KH226					
本税	782 円	延滞金	783 円	督促手数料	784 円
取りまとめ金融機関	〒739-8603 広島銀行西条支店	収納代行			
取りまとめ店	〒730-8794 ゆうちょ銀行広島野全事務センター	地銀ネットワークサービス			

(市/コンビニ本部控)

納付書 ㊦

市町村コード 342122
 加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043

賦課年度	791	相当年度	792
税目等	790	793	
通知書番号	794		
納期限	795		
本税	796	円	
延滞金	797	円	
督促手数料	798	円	
合計金額	789	円	

775

切り取りしないで金融機関・郵便局・コンビニにお出しください。

納付者住所・氏名	799	領収日付印
広島県東広島市		
市町村コード	342122	
収納機関連絡先	082-420-0912	
	800	

(金融機関・コンビニ店舗控)

領収証 ㊦

加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043
 納付者住所・氏名

801			
賦課年度	803	相当年度	804
税目等	805	806	
収納代行	地銀ネットワークサービス		
通知書番号	802		
納期限	807		
本税	808	円	
延滞金	809	円	
督促手数料	810	円	
合計金額	811	円	
お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。			
上記の金額を領収しました。			
領収日付印		812	

収入印紙不要

(お客様控)

この領収証は大切に保管してください。

広島県東広島市 領収済通知書 ㊤

市町村コード 342122
 加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043

合計金額				818 円	
収納機号	813	納付番号	814	納付区分	816
824	825	823	826	819	
				817	

納付ID 33

820

822

納付者 自民-式3	831	領収日付印	
832		834	
833			
(ご注意) バーコードが無い ものや金額訂正し たものはコンビニ エンスタアでは 納付できません。 429KH226			
本税	828 円	督促手数料	830 円
延滞金	829 円		
取りまとめ金融機関	〒739-8603 広島銀行西条支店	収納代行	
取りまとめ店	〒730-8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター	地銀ネットワークサービス	

(市/コンビニ本部控)

納付書 ㊤

市町村コード 342122
 加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043

賦課年度	837	相当年度	838
税目等		839	
836			
通知書番号	840		
納期限	841		
本税	842 円		
延滞金	843 円		
督促手数料	844 円		
合計金額	835 円		

821

切り取りラインで金融機関・郵便局・コンビニにお出しください。

納付者住所・氏名	845
広島県東広島市	領収日付印
市町村コード 342122	846
収納機関連絡先 082-420-0912	

(金融機関・コンビニ店舗控)

領収証 ㊤

加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043
 納付者住所・氏名

847

賦課年度	849	相当年度	850
税目等		851 852	
851			
通知書番号	848		
納期限	853		
本税	854 円		
延滞金	855 円		
督促手数料	856 円		
合計金額	857 円		

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。
 上記の金額を領収しました。

領収日付印	858
-------	-----

収入印紙不要 (お客様控)

この領収証は大切に保管してください。

広島県東広島市 領収済通知書 ㊦

市町村コード 342122
 加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043

支払納税機 器	納付 番号	納付 番号	納付 番号	納付 番号	合計 金額
870	859	860	861	862	864 円
871	869	872	873	865	
				863	

納付
ID 33

866

868

納付者 住所・氏名	877	領収日付印
コンビニ 収納用	878 879	880
(ご注意) バーコードが無い ものや金額訂正し たものはコンビニ エンスタアでは 納付できません。 429KHH226		
本税	874 円	延滞金
		875 円
督促手数料	876 円	
取りまとめ金融機関	〒739-8903 広島銀行西条支店	収納代行
取りまとめ店	〒730-8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター	地銀ネットワークサービス

(市/コンビニ本部控)

納付書 ㊦

市町村コード 342122
 加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043

賦課年度	883	相当年度	884
税目等	882	885	
通知書番号	886		
納期限	887		
本税	888 円		
延滞金	889 円		
督促手数料	890 円		
合計金額	881 円		

867

切り取らないで金融機関・郵便局・コンビニにお出しください。

納付者住所・氏名	891	領収日付印
広島県東広島市		
市町村コード 342122		
収納機関連絡先	082-420-0912	
	892	

(金融機関・コンビニ店舗控)

領収証 ㊦

加入者名 東広島市会計管理者
 口座番号 01300-3-960043
 納付者住所・氏名

893	
賦課年度	895
相当年度	896
税目等	897 898
収納代行 広島ネットサービス	
通知書番号	894
納期限	899
本税	900 円
延滞金	901 円
督促手数料	902 円
合計金額	903 円

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

上記の金額を領収しました。

領収日付印	904
-------	-----

収入印紙不要 (お客様控)

この領収証は大切に保管してください。

4 納付方法及び納期について

国民健康保険税の納付方法には、普通徴収（納付書払い又は口座振替）と特別徴収（年金からの天引き）があります。
(1)普通徴収の納期は、8回に分かれています。納付書払いの方は、同封の納付書にて、各納期限までに納付してください。口座振替の方は、指定された預金口座から納期限（口座振替日）に振替納付されます。
※口座の変更依頼等をされた場合、届出日によっては翌月からとなる場合がありますのでご了承ください。

(2)特別徴収の場合は、年金の支給額から保険税額が天引きされます。

※今年度2月の年金支給額から保険税が特別徴収（年金から天引き）される方は、来年度の保険税として、今年度2月の年金天引き額と同額が、来年度4・6・8月の年金から天引き（仮徴収）されます。（地方税法 第718条の7）

5 督促状について

納期限までに完納されない場合は督促状を發します。

6 延滞金について

納期限までに税金を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくことになります。
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数は切り捨てます。）に所定の割合（※注）を乗じて算出します。
（※注）所定の割合について
・平成25年12月31日まで・・・年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における基準割合に年4%の割合を加算した割合）
・平成26年1月1日から令和2年12月31日まで・・・特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利（新規）の合計を12で除して得た割合に、年1%を加算した割合）に、年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については特例基準割合に年1%を加算した割合）
・令和3年1月1日以降・・・延滞金特例基準割合（平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付けに係る利率の平均））に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合）
ただし、算出した延滞金額が1,000円未満の場合にはその金額を、その金額が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

②

◎賦課の根拠など

1 世帯主課税の原則

地方税法第703条の4及び東広島市国民健康保険条例第1条の規定によって、国民健康保険の被保険者である世帯主（国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなす。）に対して国民健康保険税が課せられます。

2 国民健康保険税の賦課額（東広島市国民健康保険条例）

(1)所得割額は、世帯の被保険者の前年中における総所得金額及び山林所得金額の合計額から基礎控除（43万円※）をした額（=課税標準額）に、5ページの所得割率②を乗じて得た金額です。※合計所得金額が2,400万円を超える方は基礎控除の額が異なります。

(2)均等割額は、5ページの一人あたり均等割額④に世帯の国民健康保険被保険者数⑤を乗じて得た金額です。

(3)平等割額は、5ページ⑦の金額です。

(4)所得割額、均等割額、平等割額の合計額が、賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が年間の保険税額になります。

(5)介護納付金分保険税額は、40歳以上65歳未満の方について課されます。
基礎分保険税額及び後期高齢者支援金等分保険税額は、国保被保険者全員に課されます。

(6)年度の途中で国民健康保険の資格を取得又は喪失したときは、月割で保険税を算出します。

3 審査請求について

この納税通知書の記載事項に不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して書面により審査請求をすることができます。この処分取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

次ページ裏面へ続く

◎課税標準額（課税総所得金額）とは・・・総所得金額等－基礎控除（43万円※1）

総所得金額等とは、総所得金額と山林所得金額などの分離課税の所得の合計額です。（退職所得金額は含みません。）

給与所得の場合

営業等その他所得の場合

給与所得控除後の金額－基礎控除

（収入－必要経費）－基礎控除

年金所得の場合

譲渡所得の場合

年金所得－基礎控除

特別控除後の金額－基礎控除

- ※1 合計所得金額が2,400万円を超える方は基礎控除の額が異なります。
- ※2 1人に2種類以上の所得がある場合の課税標準額は、（2種類以上の所得の合算額）-基礎控除で計算します。
基礎控除は1人につき1回だけです。
- ※3 給与収入が850万円を超える方で、次のア～ウのいずれかに該当する方は所得金額特別控除が適用されます。
ア 本人が特別障害者である イ 23歳未満の扶養家族がいる ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養家族がいる
- ※4 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方は、所得金額調整控除が適用されます。

◎国民健康保険税の軽減

- 軽減判定所得金額が一定の基礎額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。
（所得が基準額以下であっても、所得申告をしていない方が世帯の加入者（加入していない世帯主を含む）にいと軽減が適用されません。）
【軽減判定所得金額とは・・・】
賦課期日（4月1日（ただし、年度途中で新規加入した世帯については、その加入日））時点で国民健康保険の資格のある被保険者と世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主を含む）の前年中の**総所得金額**等です。
ただし、
・長期・短期譲渡所得（分離課税分）の特別控除の適用はありません。
・青色事業専従者給与、事業専従者控除の適用はありません。
・65歳以上に公的年金特別控除（15万円）が適用されます。
・同一世帯内に特定同一世帯所属者※がいる場合、この方も含めて軽減判定します。
※「特定同一世帯所属者」は、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、次の①及び②に該当する者です。
①後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において、国民健康保険の被保険者の資格を有する者。
②後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において、同一世帯内に属する国民健康保険の世帯主と当該日以降継続して同一の世帯に属する者（当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以降継続して国民健康保険の世帯主である者）。

次ページ裏面へ続く

①

◎国民健康保険税の年金からの天引き（特別徴収）について

- 以下の条件に全て当てはまる場合、原則として世帯主の方の年金から保険税が天引きされます。

・世帯主が国民健康保険に加入しており、年額18万円以上の年金（老齢年金、退職年金、障害年金及び遺族年金）を受給していること、又は受給見込みであること。

・同じ世帯の国民健康保険の被保険者全員が、65歳以上75歳未満であること。

・当該年度中に世帯主が75歳に到達しないこと。

・国民健康保険税と介護保険料の合算額が、年金天引きの対象となる年金額の2分の1を超えないこと。

- 年度途中で税額の更正等により増額になった場合、増額分については、口座振替又は納付書払いになります。

●特別徴収金額の変更等には日数がかかるため、更正前の金額で天引きされることがあります。

●翌年度保険税の仮徴収額（4月・6月・8月の年金からの天引き額）については、今年度2月の年金からの天引き額と同額になります。 ※ただし、現在口座振替で納付している方を除きます。

●仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じている場合は、8月以降の年金天引き額を調整します。

◎年金からの天引き（特別徴収）から口座振替に納付方法を変更できます。

- 特別徴収から口座振替に変更する場合には、国保年金課及び各支所・出張所に備え付けの「国民健康保険税納付方法変更申出書」に記入し提出してください。

※口座振替依頼書の提出がお済みでない場合は、口座振替依頼書の提出もあわせてが必要です。

①振替口座の預金通帳 ②通帳使用印 ③国民健康保険被保険者証をご持参ください。

- 特別徴収の停止には日数がかかるため、変更申出日によっては停止が間に合わずに天引きされることがあります。

◎減免について

●天災・失業等特別の事情がある場合において、税の納付が著しく困難と認められるときは、減免の適用を受けられる場合がありますので、ご相談ください。
申請期限は、納期限の前日から起算して7日前までとなります。

●被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった65歳以上の方については、申請により、国民健康保険税の減免が受けられます。減免される金額は、対象者の所得割額は全額免除、均等割額は国民健康保険の資格を取得した月から2年間半額になります。また、対象者のみで構成される世帯については、平等割額も国民健康保険の資格を取得した月から2年間半額になります。

◎お願い

●氏名、住所に誤字や読み誤りがありましたら、国保年金課に正しいものをご連絡ください。

●他の健康保険に加入したときは、新しい保険証と国保の保険証を持って、国保年金課又は各支所・出張所の窓口で喪失（脱退）の手続きをしてください。手続きをしないと保険税が課税されたままになり、督促状が届くことがあります。

（ただし、75歳になり後期高齢者医療制度に移行する場合には、手続きは不要です。）

⑥

◎国民健康保険税の軽減（前ページ裏面の続き）

⑤

●軽減割合

軽減割合	軽減判定所得金額
7割軽減	43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円以下の世帯
5割軽減	43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円 + (28万5千円 × 被保険者数※2) 以下の世帯
2割軽減	43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円 + (52万円 × 被保険者数※2) 以下の世帯

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（公的年金特別控除分を含め125万円超）（65歳以上））
※2 表中の被保険者数には特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方）も含まれます。

●世帯員が国民健康保険から後期高齢者療制度に移行することにより、国民健康保険被保険者が1人となる世帯（単身世帯）については、基礎分及び後期高齢者支援金等分の平等割額を5年目までは半額を軽減し、5年を経過する月の翌月から8年を経過する月までは4分の1を軽減します。
・年度途中で後期高齢者医療制度に移行した場合には、その月以降の平等割額から半額になります。

●解雇や倒産などによって非自発的に失業した方に対して、国民健康保険税の負担を軽減する制度が適用されます。軽減を受けるには申請が必要です。

・対象者

雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者に該当する方。

（離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34の方。ただし、離職日時点で、65歳以上の方は除きます。また雇用保険受給資格者証に記載されている離職日以降再就職した場合は対象とならないことがあります。）

・軽減の内容 対象者の前年の給与所得を30/100として、国民健康保険税を算定します。

・対象期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度3月末までです。

・持参するもの 雇用保険受給資格者証（離職理由を確認する為に必要です。）

●令和4年度国民健康保険税より、国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方）に係る均等割額の2分の1を軽減します。

付場所
○取扱金融機関
広島銀行
みち銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
広島中央農業協同組合
岩南農業協同組合
山口銀行
しまなみ信用金庫
中国労働金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
広島県信用漁業協同組合連合会
ゆうちょ銀行・郵便局（中国5県内に限る）

○バーコード表示のある領収用紙は下記のコンビニエンスストア等で利用できます。
（50音順）

MINI設置店
くらしハウス
スリーエイト
生活彩家
セイコーマート
セブンイレブン
タイエー
デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデリストア
ハセガワストア
ハマナスクラブ
ファミリーマート
ポプラ
ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ヤマザキデリストア
ローソン
ローソンストア100

PayB（ペイビー）
PayPay（ペイペイ）

問い合わせ先

広島県東広島市役所

取 納 課

TEL:082-420-0912

FAX:082-423-4968

・バーコードが印刷されていないものは、コンビニエンスストアでは収納できません。

・バーコードが印刷されていても読取ができないものは、コンビニエンスストア等では収納できません。

・この払込取扱票によるコンビニエンスストアの代金の受領は事業者の代理受領であり、支払者は請求金額を払い、本受領を受け取った時点で事業者に対する債務が履行済みとなります。

・お振込みの際に、コンビニエンスストアが発行する〈受領証〉をもって領収証に代えさせていただきます。最低6か月は大切に保管してください。

・スマートフォンを利用した納付は、アプリのインストールが必要です。アプリを起動し、納付書に印字してあるバーコードを読み取って納付してください。金融機関やコンビニエンスストアに行く必要はありません。

・スマートフォンを利用して納付した場合、領収証は発行されません。アプリの取引履歴等でご確認ください。

⑧

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

●国民健康保険税 領収証保管シート●

紛失防止のため、支払済の領収証を貼り付けて保管してください。
※この欄には領収印を押さないでください。

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

各期の税額は、納期前に納めることもできます。
全期前納の納付書と期別の納付書、どちらかを選んで納付してください。

⑦

納期白抜き表示の対応コードについて

期別	コード	納通白抜き表示文字
第1期	01	1
第2期	02	2
第3期	03	3
第4期	04	4
第5期	05	5
第6期	06	6
第7期	07	7
第8期	08	8
3月随時期	21	随
過年1期	31	過
過年2期	32	過
過年3期	33	過
過年4期	34	過
過年5期	35	過
過年6期	36	過
過年7期	37	過
過年8期	38	過
過年9期	39	過
過年10期	40	過
過年11期	41	過
過年12期	42	過
全期前納	00	全
	88	-

※コード88の場合はコンビニバーコードを印字する箇所に下記文言を記載する。

「この納付書はご使用いただけません□

（機械で一括封入するため、不要な納付書が封入されていますが、ご了承ください。）」

別表（契約単価）

	単価の種類			数量	単位	単価（円）	発注予定数量	
	内訳番号	項番	履行区分					
仕様書の「7 業務詳細」の 内訳	(1) 納税通知書等 様式作成作業	1	納税通知書（窓口払用）	1	セット		22,000 セット	
		2	納税通知書（口座払用）	1	セット		20,000 セット	
		3	チラシ①	1	枚		42,000 枚	
		4	チラシ②	1	枚		25,000 枚	
		5	チラシ③	1	枚		12,000 枚	
		6	チラシ④	1	枚		35,000 枚	
		7	チラシ⑤	1	枚		35,000 枚	
		8	窓あき封筒 料金後納	1	枚		35,000 枚	
		9	窓口用納付書	1	枚		22,000 枚	
	(2) 賦課情報印刷 作業	1	納税通知書（窓口払用）印字【年次】	1	セット		11,000 セット	
		2	納税通知書（口座払用）印字【年次】	1	セット		14,000 セット	
		3	納税通知書（窓口払用）印字【月次】令和4年7月～令和5年3月分	1	セット		4,950 セット	
		4	納税通知書（窓口払用）印字【月次】令和5年4月～6月分	1	セット		1,050 セット	
		5	納税通知書（口座払用）印字【月次】	1	セット		1,400 セット	
	(3) 製本作業	1	納税通知書（窓口払用）【年次】	1	セット		11,000 セット	
		2	納税通知書（口座払用）【年次】	1	セット		14,000 セット	
		3	納税通知書（窓口払用）【月次】令和4年7月～令和5年3月分	1	セット		4,950 セット	
		4	納税通知書（窓口払用）【月次】令和5年4月～6月分	1	セット		1,050 セット	
		5	納税通知書（口座払用）【月次】	1	セット		1,400 セット	
	(4) 封入封かん等 作業	1	納税通知書（窓口払用）【年次】	1	セット		11,000 セット	
		2	納税通知書（口座払用）【年次】	1	セット		14,000 セット	
		3	納税通知書（窓口払用）【月次】令和4年8月～令和5年1月分	1	セット		3,900 セット	
		4	納税通知書（窓口払用）【月次】令和5年2月～3月分	1	セット		700 セット	
		5	納税通知書（窓口払用）【月次】令和5年4月～6月分	1	セット		1,050 セット	
		6	納税通知書（窓口払用）【月次】令和4年7月分	1	セット		350 セット	
		7	納税通知書（口座払用）【月次】	1	セット		1,400 セット	
	その他業務の履行に必要な経費（データ運搬、成果品運搬作業及び打ち合わせ経費等）				1	式		1 式 (変動しない)

(注意事項)

- 1 契約書に掲げる業務委託料の額は発注限度額とする。
- 2 発注者の業務委託発注金額が、発注限度額に達しない場合でも受注者は委託業務を履行しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、発注限度額を超えて発注または受注してはならない。
- 4 発注予定数量を上限とし、下限はその2割以内とする。